

陳 情 回 答 綴

(陳情第 68 号～第 84 号)

令和 3 年第 4 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 68号	行政にかかる諸問題について	1
陳情第 69号	行政にかかる諸問題について	19
陳情第 70号	難聴者施策について	27
陳情第 71号	行政にかかる諸問題について	29
陳情第 72号	障害者施策等の充実について	49
陳情第 73号	行政にかかる諸問題について	61
陳情第 74号	行政にかかる諸問題について	87
陳情第 75号	児童発達支援センターの充実について	97
陳情第 76号	受動喫煙対策について	99
陳情第 77号	行政にかかる諸問題について	101
陳情第 78号	交通対策について	107
陳情第 79号	公共交通について	109
陳情第 80号	公共交通について	111
陳情第 81号	教育環境の整備について	113
陳情第 82号	公立幼稚園について	115
陳情第 83号	放課後施策について	117
陳情第 84号	放課後施策等について	119

番 号	陳情第68号	所管局	市長公室
-----	--------	-----	------

件 名	行政にかかる諸問題について
-----	---------------

第5項（広報戦略部市政情報課）

個人情報を取り扱う委託業務の事業者は多種多様にわたりますが、いずれの業務についても発注者である各所管課の責任において業務の手順や注意点を書面等で指示し、仕様書どおり、手順書どおり実行されているかの確認を行うとともに、必要に応じて実地調査を行い、個人情報が施錠可能な保管庫で管理されているか、管理方法が適正であるか等について指導・監督に努めています。

第6項（広報戦略部広報課）

	リニューアル前 (令和3年9月号)	リニューアル後 (令和3年10月号)
総字数	約38000文字	約36000文字
1 枠あたり広告スペース	天地76mm×左右119.5mm	天地67mm×左右119.5mm
写真・イラストの点数	約90点	約130点

紙面に掲載された字数は上記のとおりですが、写真・イラスト・図表などを積極的に活用し、文字間に余裕を持たせるなどして、読みやすくなるレイアウトに取り組んでいます。

番 号	陳情第68号	所管局	市政集中改革室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（市政集中改革室行革推進担当・ファシリティマネジメント担当）（財政局財政部財政課・財産活用課）（建築都市局都市再生部堺駅エリア整備担当・交通部公共交通担当・交通政策担当・都市計画部都市計画課）（文化観光局観光部観光企画課）（市民人権局市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）（南区役所総務課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>本市では、社会保障関係費などの歳出が増加し続ける一方で歳入が伸び悩み、市独自の住民サービスなどの拡充などより、平成28年度以降は、恒常的に基金を取り崩すことで歳入不足を補いながら財政運営を行っています。</p> <p>令和3年2月に公表した財政収支見通しでは、毎年度40億円から50億円程度の収支不足が見込まれ、財政危機からの脱却に向けた取組に着手せず、このまま推移すれば、いずれ基金が枯渇する見込みとなっており、現在実施している様々な行政サービスに甚大な影響を及ぼします。</p> <p>このような事態を防ぐため、市政全般にわたる抜本的な改革を行い、収支改善を図る必要があることから、「堺市財政危機脱却プラン（案）」においては、すべての事業について、社会情勢に照らし必要性や公益性が低下していないか、目的達成に最善の手法であるか、経費に見合う効果をあげているかなどの観点から検証のうえゼロベースで見直し、見直しが市民生活に及ぼす影響が大きい場合は、代替事業や激変緩和措置を検討することとしています。</p> <p>また、利用されていない公共施設の土地・建物は、「堺市基本計画2025」をはじめ、本市の各分野における計画を踏まえつつ、庁内関係部局が連携のうえ、まずは庁内での有効な活用方法を検討することとしています。それでもなお利用用途が無い財産は貸付や売却等により、市の財源確保に努めていきます。</p> <p>これらの改革を実行する中でも、最大限効果的・効率的に事業を実施することで、堺の市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」に掲げる目標の達成をめざします。</p> <p>市民の皆様へのご説明については、本市の危機的な財政状況や改革の必要性をよりご理解いただけるよう、「堺市財政危機脱却プラン（案）」に策定に至った背景や改革に取り組む意義をお示ししました。また、令和3年2月の「堺市財政危機宣言」にかかる市長のことばへのリンクを市ホームページのトップページ注目情報に常時掲載しているほか、「広報さかい」令和2年12月号～令和3年3月号、令和3年11月号に関連記事を掲載しました。</p> <p>今後、プランに位置付けた取組の毎年度の進捗状況を明らかにし、毎年度の当初予算編成において財政収支見通しを公表することで、市民の皆様への説明責任を果たします。</p> <p>なお、パブリックコメントによる意見募集については、令和3年10月22日から11月18日までを募集期間として実施し、募集開始日に市ホームページに掲載、その後、「広報さかい」令和3年11月号においてお知らせしました。今後、パブリックコメントを実施する場合は、広報紙においても、できる限り早い段階で掲載するよう努めます。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	市政集中改革室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項(1)</p> <p>平成28年度以降、恒常的に収支不足となり、基金を取り崩しながら財政運営を行っており、令和3年2月に公表した財政収支見通しでは、令和2年度に実施した事業見直しの効果を踏まえても、近い将来に基金が枯渇することを示していることから、財政状況の認識と現状の危機感を議会や市民の皆様と共有し、真に健全な財政を実現するため、「堺市財政危機宣言」を発出しました。</p> <p>さらに、財政の弾力性を示す指標である経常収支比率が2年連続で100%を超え、経常的な収入で経常的な支出を賄っていない状況です。</p> <p>第7項(2)</p> <p>令和2年12月に事業提案の変更について覚書を締結しており、その計画に基づき税収入を改めて試算しました。税収入の見込み額は約38,000千円/年です。</p> <p>第7項(3)</p> <p>ガス気球事業は、周辺環境への調和も重要な要素と考えており、工事は必要最小限の施工とし、また運行時の景観への影響についても、専門家への意見聴取等も踏まえ設置を進めています。</p> <p>当事業は、百舌鳥古墳群の雄大さを市民の皆さんや来訪者の方に上空から眺望していただき、その歴史的な価値や魅力を広く伝達するために取り組むものですので、ご理解の程よろしくをお願いします。</p> <p>第7項(4)</p> <p>「堺市財政危機脱却プラン(案)」における区役所の法律相談の時間数については、直近5年間における各区の相談利用率等を踏まえ、市民サービスの低下につながらないように留意しつつ、相談枠数を見直すものです。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	市政集中改革室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（5）</p> <p>おでかけ応援制度の見直しは、令和3年2月に発出した「堺市財政危機宣言」を受け、全ての事業を総点検する中で、時代背景に応じて対象年齢を見直すことで、当制度を存続するものです。</p> <p>当制度は日常的な外出機会に乏しい高齢者層の社会参画を促すことを目的としていますが、平成16年の制度創設以来、高齢者の就業率等の社会参画の状況、体力・健康の状況は大きく改善し、現在の65歳～69歳の方は、制度創設当時の60歳～64歳と同水準となっています。</p> <p>このように、高齢者を取り巻く社会情勢などを踏まえ、目的に沿った形で対象年齢の見直しを行うものです。</p> <p>なお、令和3年度末時点で65歳以上の方（昭和32年4月1日以前生まれの方）は、引き続きおでかけ応援制度を利用することができます。</p> <p>身体障害者及び知的障害者に対しては、JRや私鉄各社において、旅客運賃の割引制度を設けております。バスにつきましても、バス会社によって適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。また、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは、各交通機関にお問い合わせください。</p> <p>第7項（6）</p> <p>泉北高速鉄道通学費負担軽減事業は、泉北高速鉄道及び南海電鉄高野線を乗り継いで通学している方に対して、通学費の負担軽減を行うことにより、泉北ニュータウンにおける子育て世代の定住・誘導を促進することを目的として開始した制度です。</p> <p>本事業については、事業目的である泉北ニュータウンにおける子育て世代の定住・誘導の効果が十分に認められなかったことから、令和4年度に廃止するものです。</p> <p>第7項（7）</p> <p>市街化調整区域の市街化区域への編入については、計画的な事業の実施が概ね5年以内に見込まれるとして、「南部大阪都市計画区域マスタープラン」に位置づけられた保留区域に限定して実施するものです。</p> <p>また、余剰地の売却に当たって、関係団体等に説明を行っております。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（行政部総務課）</p> <p>自衛隊法施行令第120条には、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定されております。これに基づき募集対象者情報提出の依頼を受け、適法に提供を行っておりますが、提供しないことを希望される方への周知につきまして、名簿提供の時期に合わせてどのように対応していくか検討しているところです。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（財政部財政課）</p> <p>本市の国に対する「令和3年度新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」において、市の新型コロナウイルス感染症対策に活用できる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、増額及び対象事業の拡大など、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、必要とされる額の確保を行うことなどを要望しています。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>誰もが投票しやすい環境づくりは重要なことと考えております。現在132箇所全ての投票所では、段差解消や点字器、車イス、コミュニケーションボードなどを設置しております。また、投票所については、地域の方々のご意見を伺いながら選挙人の利便を図るため交通の利便性や地域の特性を考慮して設定しております。今後も有権者のニーズを踏まえた「誰もが投票しやすい環境づくり」を進めてまいります。</p> <p>選挙公報及び審査公報については、10月24日に大阪府選挙管理委員会から堺市へ納品されました。</p> <p>また、選挙公報は、公職選挙法第170条において選挙期日の2日前までに配布するものと定められています。期日前投票は、公示日翌日の10月20日から開始されるため、どうしても期日前投票期間の初日に間に合わせることはできません。このため、選挙管理委員会ホームページでも選挙人が閲覧できる環境を整える等の対応させていただきましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（危機管理室防災課）</p> <p>本市では、小中学校などを風水害時に108か所、地震時に161か所を「指定緊急避難場所」、「指定避難所」に指定しています。</p> <p>自宅等が危険な区域にあるなど、安全な場所への移動が必要な場合、事前に避難先を確認しておくことが重要なことから、区別防災マップ等で災害リスクと避難所を予め確認することを啓発しています。併せて、避難行動は市が開設する避難所へ避難するだけでなく、自宅が安全な場合は建物の上階など自宅内の安全な場所に避難（在宅避難）、安全な場所にある友人・知人宅などへ避難（分散避難）も適切な避難行動であることをお知らせしています。</p> <p>また、津波避難対策の取組みでは、逃げ遅れた方、遠くまで逃げるのが困難な方が緊急一時的に避難する場所として、津波浸水想定地域に津波避難ビルを146か所指定しています。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（男女共同参画推進部生涯学習課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課）</p> <p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、生涯学習の振興、地域振興、住民相互の親睦を図ることを目的として設置しており、お住まいの区域に関わらずどなたでもご利用いただけます。公民館の増設予定はございませんが、現在市内に設置している6館を学習活動やコミュニティ活動の場として、幅広くご活用ください。</p> <p>今後も、市民の皆様にとって、身近で利用しやすい公民館となるよう施設運営を行ってまいります。</p> <p>老人福祉センターは、今日の社会的背景や、利用者の固定化や設備の老朽化といった施設が抱える課題を踏まえ、限られた資源や財源を有効活用するという観点から見直しを検討しており、令和2年3月に「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」を策定しました。</p> <p>当該指針においては、「老人福祉センターの入浴事業については、令和6年度末までを目途に事業継続すること」とし、あわせて「老人福祉センターの事業内容を見直し、身近な地域における高齢者の介護予防や社会参加に資する事業へと転換を図る」としております。現在は、当該指針に基づき、老人福祉センターの機能の見直しを進めており、世代を問わず、より地域に開かれた事業を実施することで、時代に合った施設へ転換するための手法を検討しております。</p> <p>第13項（男女共同参画推進部男女共同参画センター）</p> <p>利用者の多様な要望に応えるために、男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設との連携を図りながら、活動の場の提供に努めたいと考えていますので、ご理解を願います。</p> <p>第14項（男女共同参画推進部男女共同参画推進課）</p> <p>本市では、経済的理由等により生理用品を十分に入手できないなどの「生理の貧困」の問題に対応するため、今年度「困難を抱える女性への支援事業」を実施しています。</p> <p>本事業では、困難を抱える女性を相談・支援につなげるため、相談窓口の案内カードを同封した生理用品を、男女共同参画推進課、男女共同参画センター、男女共同参画交流の広場、各区役所、社会福祉協議会などで配布しています。</p> <p>生理用品を十分に入手できない状況にある女性には、経済的な困難だけではなく、様々な背景や事情があると考えられます。今年度の事業を実施する中で、生理用品の配布状況や相談内容等の実績を検証し、今後も、必要な相談や支援につなげる取組を検討します。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（人権部人権推進課）</p> <p>本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するほか、国内外の都市が連帯して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えています。</p> <p>今後、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めます。</p> <p>また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、日本政府に対して署名・批准を求めています。</p> <p>第16項（人権部人権推進課）</p> <p>日本国憲法、中でも第9条につきましては、さまざまな議論がなされていることは認識しています。しかしながら、憲法改正につきましては、国権の最高機関である国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えています。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組みます。</p> <p>第17項（人権部人権推進課）</p> <p>本市では、「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示や、平和を啓発する事業の実施など、平和に関する取組を推進してきました。</p> <p>今後、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えていくことで、平和社会の実現を図ります。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。</p> <p>第19項（長寿社会部医療年金課）</p> <p>国において、社会保障制度の持続可能性を確保し、世代間の公平性を図るため、医療の給付と負担の在り方についての検討を行った結果、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、令和4年度の後半から一定所得以上の被保険者の窓口負担を2割に引き上げることになりました。</p> <p>また、施行に当たっては、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1か月分の負担増を最大でも3,000円に収まるよう、配慮措置が併せて導入されます。</p> <p>本市といたしましては、今後、後期高齢者の必要な受診が抑制される事態が生じないように、国に対し必要な措置を講じるよう要望を行ってまいります。</p> <p>第20項（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課）</p> <p>加齢性難聴は、社会問題の一つであり、本市においても相談窓口などで、コロナ禍によるマスク着用やアクリルパネル設置の影響も加わり、その対応が課題となっています。</p> <p>難聴に関する自覚や変化への気づきから適切なケアや医療につなぐことは、難聴に起因する認知症などの二次的な機能低下の予防にもつながることから、様々な機会をとらえ、本人や、高齢者を支援するケアマネジャー等への啓発に取り組んでいきます。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第21項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>第2子の0歳児から2歳児の保育料無償化については市独自の施策であり、市の非常に厳しい財政状況の中、対象者全員に実施することは困難な状況です。</p> <p>令和3年度における暫定的な対応として、特に経済的負担の厳しい子育て世帯への支援を行うことを目的に、年収380万円未満相当世帯を対象とする所得制限を設けたうえで実施しています。</p> <p>第22項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推進課）</p> <p>本市では、DVに関する相談については、各区の女性相談窓口や堺市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け付けており、それらの開設時間以外も夜間・休日DV電話相談を開設し、24時間365日相談に対応しているほか、男女共同参画センターや男女共同参画交流の広場においてもDV相談を行っています。コロナ禍の現在も相談体制を弱めることなく継続して対応しています。</p> <p>また、今年度はコロナ禍における対策として、国の交付金を活用し、相談窓口案内カードを添付した生理用品の配布と、SNS、メール、電話等での女性サポート相談を実施しており、より相談しやすい環境整備に努めています。</p> <p>これらの相談窓口に関する情報が必要な方に届くよう、広報紙、市ホームページ、SNSなど様々な手法を用いて情報発信を行っています。</p> <p>また、緊急対応が必要な方は、大阪府と連携し、シェルター等での一時保護による被害者の安全確保に努めています。</p> <p>各区の女性相談窓口を設置している子育て支援課には、学校園をはじめ関係機関と連携している家庭相談員も配置しており、必要に応じて連携を行い、DV事案の把握を行っています。</p> <p>今後も、一人でも多くのDV被害者の支援や相談等につながるように相談窓口の周知啓発に努めます。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第23項（商工労働部雇用推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ひとり親世帯、特に母子世帯の経済的な影響は深刻な状況であると認識しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・賃金未払い等の相談については、大阪労働局において、特別労働相談窓口が設置されています。</p> <p>また、労働条件、労働福祉等にかかる様々な問題・疑問に対し助言・情報提供を行うため、本市雇用推進課、堺区を除く各区役所及びサンスクエア堺で労働相談を行っています。</p> <p>さらに、全年齢の女性を対象にした「さかいJOBステーション」の「女性しごとプラザ」や、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方を対象にした「公益財団法人 堺市就労支援協会」通称「ジョブシップさかい」において、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し再就職をめざす女性のキャリアブランク解消の支援などに取り組んでいます。</p> <p>今後も、様々な立場にある女性に対する切れ目のないきめ細かな就労支援に取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第24項（交通部公共交通担当）</p> <p>おでかけ応援制度の見直しは、令和3年2月に発出した「堺市財政危機宣言」を受け、全ての事業を総点検する中で、時代背景に応じて対象年齢を見直すことで、当制度を存続するものです。</p> <p>当制度は日常的な外出機会に乏しい高齢者層の社会参画を促すことを目的としていますが、平成16年の制度創設以来、高齢者の就業率等の社会参画の状況、体力・健康の状況は大きく改善し、現在の65歳～69歳の方は、制度創設当時の60歳～64歳と同水準となっています。</p> <p>このように、高齢者を取り巻く社会情勢などを踏まえ、目的に沿った形で対象年齢の見直しを行うものです。</p> <p>なお、令和3年度末時点で65歳以上の方（昭和32年4月1日以前生まれの方）は、引き続きおでかけ応援制度を利用することができます。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第25項（経営企画室）</p> <p>人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性をいかすことが重要であると考えています。</p> <p>民間企業に委託した業務であっても、委託業者による業務履行について本市が責任をもって適正に管理しています。</p> <p>今後も、水道事業の公益性・公共性を確保した上で、民間企業との連携を進め、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給していきます。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第26項（中央図書館総務課）</p> <p>市立図書館については、持続可能で市民ニーズをふまえた図書館サービスの提供ができるよう努めます。</p> <p>バリアフリー化については、令和2年7月に策定した中央図書館基本指針に沿ったサービスの拡充、重点項目への対応や、新たな機能を持つ施設等の整備などに取り組みます。</p> <p>また、本市では市民の読書活動を推進し、ご利用いただく方の課題解決を支援するため、多様な図書館資料の充実に努めます。</p> <p>第27項（総務部学務課・学校管理部学校給食課・中学校給食準備室）</p> <p>学校給食で使用する食材の残留農薬の検査基準は、食品衛生法に基づくポジティブリスト制度により設定された基準としています。</p> <p>また、地場産物については、学校給食での米、小松菜、玉ねぎ、大根、にんじん、キャベツ等の使用や地場産物を活用した献立の取り入れなど、学校給食を活用した地産地消を含む食育の推進を図っています。</p> <p>学校給食に要する経費のうち、食材料費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。</p> <p>中学校給食については、現在、令和3年10月に策定した「堺市中学校給食改革実施計画」に基づき、全員喫食制の中学校給食を令和7年度に開始することをめざし、取り組んでいます。</p> <p>なお、中学校給食費への就学援助の適用については、全員喫食制の中学校給食の導入と併せて、検討します。</p> <p>第28項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・学校管理部学校施設課）</p> <p>本市では現在、小学校において1・2年生で35人以下の学級編制、「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校3年から6年において38人以下の学級編制を行っています。また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。</p> <p>また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。</p> <p>さらに、教室の環境整備については、必要に応じて整備を行います。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第29項（教育センター学校ICT化推進室）</p> <p>GIGAスクール構想に係る環境整備は昨年度完了し、今年度からは様々な授業や家庭学習でICTを活用しています。クラスでの集団学習においては、ICTを活用した協働的な学びを行うほか、従来どおりの授業も行っています。</p> <p>教職員向けの研修については、各種ソフトウェアの操作方法の動画を配信し、また、緊急事態宣言の解除後には、具体的な学習での活用方法について、教育センターにおける集合研修を再開しており、教職員のスキルアップを図っています。</p> <p>第30項（学校管理部学校施設課）</p> <p>本市では、小中学校トイレの環境改善事業として、洋便器の設置率の向上を含めた学校園のトイレ改修を計画的に進めており、その中で、老朽化したトイレの全面改修に加え、和便器を洋便器に取り替える部分改修に取り組んでいます。今後も学校トイレの環境整備に努めます。</p> <p>第31項（学校教育部学校総務課）</p> <p>児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応を基本としています。</p> <p>なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断できる場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布も可能としています。</p> <p>第32項（学校教育部学校指導課）</p> <p>さかい学びサポート事業（旧マイスタディ事業）については、地域人材の協力のもと、参加児童生徒の授業理解に一定の効果があったものと考えておりますが、一方、スタッフの安定的な確保など課題もあることから、令和2年度をもって廃止となりました。</p> <p>本事業の目的であった家庭学習習慣の定着や基礎学力の向上に向けては、児童生徒1人1台パソコンに内蔵されている学習コンテンツを、学校での授業や家庭学習で有効に活用して取り組みます。</p> <p>学びが困難な児童生徒等に対しては、授業や休み時間をはじめ、児童生徒の個々の状況に応じて放課後等の時間も活用しながら、きめ細かな指導を行う等の学習支援を行います。</p> <p>また、将来の堺を担う子どもたちのために、第3期未来をつくる堺教育プランに基づく施策を着実に推進できるよう取り組みます。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第33項（総務部総務課）</p> <p>中学校への飲料水自動販売機の設置については、近年の猛暑対策として部活動等の際に持参した飲み物が不足した場合等において、水分補給できる環境を整えられないかという学校からの要望があったことや、災害対応型の自動販売機の設置により、避難所として学校施設を利用する際の飲料水の確保を目的として開始しました。</p> <p>設置に当たっては、学校がPTAと協議するなど保護者の意向を確認したうえで判断しており、設置した学校では利用についてのルールを設定するほか、飲料水の摂取の仕方についての指導等を行っています。</p> <p>また、飲み終えたペットボトルは、回収ボックスを設置して適切に回収し、リサイクルを行っています。</p> <p>第34項（教育センター能力開発課・学校教育部学校指導課・生徒指導課）</p> <p>大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）は、小学5、6年生を対象に府内の子どもたち一人ひとりが学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけ、その結果分析をもとに学校教育の改善・充実等に取り組むことを目的に実施されるものです。</p> <p>本市教育委員会では、児童の学びの状況を把握することで、これまでの教育施策の成果や改善に活かし、また、学校では指導の改善・充実に役立てることができると考えております。</p> <p>教科や教科横断型の調査については受検しますが、アンケート調査は、本市が実施するCBTによる学習・生活状況調査（児童生徒1人1台パソコンを活用した質問調査）により代替することとし、令和4年度のアンケート調査は受検しないことを教育委員会として決定しました。</p> <p>チャレンジテストについては、その実施の目的を考慮し、公立高等学校入試における評定の公平性を担保する方策の検証のために行われているものと認識しています。</p> <p>第35項（学校管理部学校施設課）</p> <p>体育館のエアコン整備については今後の施設整備の課題の一つと考えており、国の動向、他市の状況などを注視し、災害時の避難所になることも念頭に置きながら研究を進め、良好な学校施設の環境改善に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第69号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（産業振興局商工労働部産業政策課）（建築都市局都市再生部）</p> <p>カジノを含む統合型リゾート（IR）については、平成30年「特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）」が制定され、令和2年に国において基本方針が示されました。大阪府・大阪市においては、令和3年3月に「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 実施方針」が公表され、9月に設置運営事業予定者の選定が行われましたが、本市はIR誘致には関わっていません。</p> <p>なお、堺旧港周辺の活性化については、海辺の魅力を活かし、居心地の良い交流空間を、民間活力を活用しながら形成することで、より多くの市民、来訪者の訪れる魅力あるエリアにしていくことをめざしています。</p>			

番 号	陳情第69号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>投票所を設置する際には、投票区の選挙人数や施設の広さ、急な選挙執行の際に借用できる見込みがあるか等様々な条件を考慮する必要があります。現在、投票所と指定している施設については、地域の方々のご意見を伺いながら選挙人の利便を図るため、交通の利便性や地域の特性を考慮し設定しております。また、選挙当日においても、段差解消や点字器、車イス、コミュニケーションボードなどを設置し対応しております。今後も有権者のニーズを踏まえた「誰もが投票しやすい環境づくり」を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第69号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（危機管理室防災課）（教育委員会事務局学校管理部学校施設課）</p> <p>コロナ禍における避難所運営については、堺市避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）を策定し、受付時に検温やチェックシートの作成を行うことや手洗い、消毒、咳エチケットの徹底、30分に5回程度避難スペースを換気すること、ソーシャルディスタンスの確保等を明記し、避難所の衛生管理の徹底を図っています。</p> <p>避難所の空調設備については、本市では、これまでの台風等の風水害時の避難所運営では、体育館だけでなく、空調設備のある教室等を避難スペースとして使用するなど、避難者の体調に配慮し、施設管理者と調整を図りながら臨機に対応しています。</p> <p>体育館のエアコン整備については今後の施設整備の課題の一つと考えており、国の動向、他市の状況などを注視し、災害時の避難所になることも念頭に置きながら研究を進め、今後も大規模災害を想定した良好な避難所環境の確保に取り組めます。</p> <p>また、災害時の避難所運営における女性特有の様々な課題については、堺市防災対策推進本部幹事会避難所生活者環境改善専門部会において、庁内関係部局が組織横断的に対策の検討を行っております。なお、今年度からは国のガイドラインをふまえ男女共同参画推進部を部会員に加えました。</p>			

番 号	陳情第69号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（人権部人権推進課）</p> <p>本市では、非核平和都市宣言決議の趣旨を踏まえ、これまでも平和と人権資料館における被爆の実相を伝える展示を行うなど、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えてきました。</p> <p>今日、市民社会における核兵器廃絶の世論を醸成していこうとする取組の重要性が高まっていることから、今後も、非核平和施策の趣旨に沿った取組について、精査のうえ後援や協力を行っていきます。</p>			

番 号	陳情第69号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（健康部健康医療推進課・障害福祉部障害支援課）</p> <p>胃・肺・大腸・子宮・乳の5つのがん検診については、令和2年4月から2年間の期間を延長し、自己負担額を無料としています。また、5つのがん検診に加えて、胃がんリスク検査、前立腺がん検査についても、令和2年4月からの2年間は自己負担額を無料としています。</p> <p>がん検診等の無償化の実施については、広報さかい等での啓発に取り組み、この機会に、多くの市民に受診をしていただき、以後の定期的な検診の受診につなげていきたいと考えています。</p> <p>また、特定健康診査の検査項目は、メタボリックシンドロームに着目して特定をしており、生活習慣病予防に有効とされる国が定めた項目を中心に実施しています。今後も、市民の健康寿命の延伸に向けた取組を総合的に進めていきます。</p> <p>歯周病予防対策として成人歯科検診を行っています。令和元年度からは、対象年齢を30、35、40、50、60、70歳に追加してオーラルフレイル予防対策として71～74歳、75歳以上の生活保護受給者に対象年齢と内容を拡充して行い、広報等で受診勧奨を行っています。</p> <p>また、自己負担につきましては、受益者負担の適正化の観点から自己負担額を設定しておりますが、市民税非課税世帯に属する方などにつきましては、無料としておりますので併せてご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>			

番 号	陳情第69号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>令和元年8月に堺市立児童自立支援施設基本計画を中断し、堺市の子どもたちに必要な支援を行える環境をしっかりと確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考えて、より効果的な手法として、大阪府への事務委託継続に向け大阪府と協議しました。令和3年1月に大阪府との事務委託継続について合意したことから、中断していました堺市立児童自立支援施設基本計画について、令和3年5月28日に中止しました。</p> <p>今後は、大阪府立施設内において、新たな寮舎を令和6年4月1日に開所できるよう、大阪府と協力しながら、事務委託継続に向けた整備等を進めていきたいと考えています。</p> <p>第9項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>第2子の0歳児から2歳児の保育料無償化については、市の非常に厳しい財政状況の中、対象者全員に実施することは困難な状況です。</p> <p>なお、令和3年度における暫定的な対応として、特に経済的負担の厳しい子育て世帯への支援を行うことを目的に、年収380万円未満相当世帯を対象とする所得制限を設けたうえで実施しています。</p>			

番 号	陳情第69号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（交通部公共交通担当）</p> <p>おでかけ応援制度の見直しは、令和3年2月に発出した「堺市財政危機宣言」を受け、全ての事業を総点検する中で、時代背景に応じて対象年齢を見直すことで、当制度を存続するものです。</p> <p>当制度は日常的な外出機会に乏しい高齢者層の社会参画を促すことを目的としていますが、平成16年の制度創設以来、高齢者の就業率等の社会参画の状況、体力・健康の状況は大きく改善し、現在の65歳～69歳の方は、制度創設当時の60歳～64歳と同水準となっています。</p> <p>このように、高齢者を取り巻く社会情勢などを踏まえ、目的に沿った形で対象年齢の見直しを行うものです。</p> <p>なお、令和3年度末時点で65歳以上の方（昭和32年4月1日以前生まれの方）は、引き続きおでかけ応援制度を利用することができます。</p> <p>また、本市では、以前、各区内を巡回する「ふれあいバス」と「みはらふれあい号」を運行していましたが、路線バスとの重複が多く、利用が低調であったことなどから、平成25年6月末日をもって廃止した経緯があります。</p> <p>市としましては、ニュータウン地域の活性化の進捗やバス需要の動向を見据えながら、事業者にも路線バスの利便性向上を働きかけていきます。</p>			

番 号	陳情第69号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（中央図書館総務課）</p> <p>開館時間については、各区図書館・分館の利用状況や費用対効果を勘案し、また利便性を確保したなかで検討します。</p> <p>また、図書館の管理運営手法については、持続可能で市民ニーズをふまえた図書館サービスの提供を念頭に、指定管理者制度を含めたアウトソーシングによる運営について研究します。</p> <p>第12項（学校管理部学校給食課・中学校給食準備室）</p> <p>教育委員会では、全員喫食制の中学校給食の実施に向け、「堺市中学校給食実施方法等調査」の結果をもとに、有識者等で構成される「堺市中学校給食検討懇話会」からの意見をふまえ、高度な衛生管理が徹底できること、同時期に一斉早期に開始できること、安全安心な給食を安定的に提供できること等の理由から、給食センター方式の導入を令和2年3月に決定いたしました。現在、令和3年10月に策定した「堺市中学校給食改革実施計画」に基づき、全員喫食制の中学校給食を令和7年度に開始することをめざし、取り組んでいます。</p> <p>学校給食に要する経費のうち、食材料費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。</p> <p>第13項（学校教育部学校総務課）</p> <p>児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応を基本としています。</p> <p>なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断できる場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布も可能としています。</p>			

番 号	陳情第70号	所管局	健康福祉局
件 名	難聴者施策について		
<p>第2項、第4項、第5項（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課）</p> <p>加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する国の制度があります。</p> <p>加齢性難聴は、社会問題の一つであり、本市においても相談窓口などで、コロナ禍によるマスク着用やアクリルパネル設置の影響も加わり、その対応が課題となっています。</p> <p>難聴に関する自覚や変化への気づきから適切なケアや医療につなぐことは、難聴に起因する認知症などの二次的な機能低下の予防にもつながることから、様々な機会をとらえ、本人や、高齢者を支援するケアマネジャー等への啓発に取り組んでいきます。</p> <p>第3項（健康部健康医療推進課）</p> <p>一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会のホームページにおいて、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した補聴器相談医の内、勤務先公開の了承を得た相談医の名簿が公表されています。当該名簿によると、堺市内すべての行政区において、補聴器相談医は設置されている状況です。</p>			

番 号	陳情第71号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月17日

(審査結果)

第1項

本市議会では、議員報酬については、令和2年6月分から11月分まで議員報酬を月額15%削減し、その後、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間、議会議長及び副議長以外の議員の報酬月額を78万円とし、全議員（議会議長及び副議長を含む）の月額報酬を5%削減しています。(※)。

また、本市の新型コロナウイルス感染症対策強化及び行財政改革推進に協力するため、令和3年度及び4年度の2年度にわたり、議員報酬の削減に加え、政務活動費についても、議員1人あたり月30万円から5%削減すること、あわせて国内各都市への調査視察及び海外調査研究派遣の中止を決定しました。

今後とも、議会の権能を十分に発揮し、市民から負託された期待に応え、市民福祉の向上と市政の持続的発展に寄与してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(※)

区分	議員報酬の額		
議会議長	月額	950,000円	⇒ -5%
議会副議長	月額	850,000円	⇒ -5%
議会運営委員会委員長	月額	810,000円	} ⇒ 780,000円 ⇒ -5%
議会運営委員会副委員長	月額	800,000円	
議会常任委員会委員長	月額	800,000円	
議会常任委員会副委員長	月額	790,000円	
議会特別委員会委員長	月額	800,000円	
議会特別委員会副委員長	月額	790,000円	} ⇒ 780,000円 ⇒ -5%
議会議員	月額	780,000円	

番 号	陳情第71号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月17日
<p>(審査結果)</p> <p>第2項</p> <p>本市議会では、ご指摘の件について、本会議（令和元年9月4日、令和3年6月8日）で質疑・質問が行われており、本市議会ホームページから議会インターネット中継（録画中継）及び会議録でご覧いただくことができます。また、堺市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等でも会議録をご覧いただくことができます。</p> <p>本市議会においては、今後も堺市議会基本条例（平成25年条例第24号）の理念のもと、議会の権能を十分に発揮し、市民から負託された期待に応え、市民福祉の向上と市政の持続的発展に寄与してまいります。</p>	

番 号	陳情第71号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	12月17日
<p>(審査結果)</p> <p>第3項</p> <p>本市議会では、令和元年6月21日に竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会が設置され、堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項について調査を行ってまいりましたが、令和3年1月26日に、本委員会委員長から議長に対し、調査報告書が提出されました。当該調査は、令和3年2月17日開催の本会議において、調査報告書が全会一致で可決され、終了しております。</p> <p>なお、令和2年12月18日開催の本会議において、正当な理由がなく出頭しない、記録を提出しない等により、竹山修身氏、阪本圭氏、竹山富美氏、渡井理恵氏の4名を告発することを決定し、令和2年12月21日付けで大阪地方検察庁に告発書を提出しました。当該告発書については、令和3年2月12日付けで全件受理されましたが、大阪地方検察庁は、令和3年10月15日にいずれも不起訴処分としました。</p> <p>また、調査報告書については、堺市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等に掲出している令和3年第1回市議会（定例会）会議録からご覧いただくことができ、堺市議会ホームページにも会議録を掲載しています。</p>	

番 号	陳情第71号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月17日
<p>(審査結果)</p> <p>第4項</p> <p>本市議会に提出のあった陳情は全て、定例会ごとに「陳情書綴」として印刷し、堺市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等でご覧いただけます。加えて堺市議会ホームページでもご覧いただくことができます。</p> <p>広報さかいには、定例会ごとに「議会のうごき」として、定例会において議論した事項等を掲載するなど、議会情報の発信、充実に努めていますが、ご要望の内容については、紙面に限りがあることから、現在のところ行う予定はありません。</p> <p>ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	

番 号	陳情第71号	所管局	ICTイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（ICTイノベーション推進室）（総務局行政部総務サービス課）</p> <p>マイナンバーカードの普及促進のため、令和3年5月に、堺東駅前の堺タカシマヤに「堺市マイナンバーカード普及促進センター」を設置し、平日だけでなく土曜日、木曜日は午後7時30分まで、マイナンバーカードの申請受付を実施しています。また、マイナンバーカードの申請機会の拡大を図るため、商業施設や地域など市民に身近な場所に職員がお伺いし、マイナンバーカードの出張申請受付を実施しています。引き続き、マイナンバーカードの安全性や利便性の周知を図りながら、市民のマイナンバーカードの取得促進に取り組めます。</p> <p>職員のマイナンバーカード取得については、市民に率先して取得するよう、全庁を挙げて、積極的に取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第71号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（人事部人事課）</p> <p>本市では、これまで、少数精鋭の組織で効率的な行政運営を行っていくため、適正な要員管理の取組を進めてきました。</p> <p>今後についても、単に職員の数を削減するのではなく、事務事業や組織体制の見直し、ICT等による業務の効率化、働き方改革などを推進し、効率的な事務執行体制の構築に努めていきます。</p> <p>第7項（人事部労務課）</p> <p>地域手当は、公務員給与に地域の民間賃金水準をよりの確に反映させる目的で、公務員の給与水準を、民間賃金の地域間格差の事情等に応じて調整するために支給される手当です。地域手当の支給割合については、厚生労働省の賃金構造基本統計調査のデータを用いて、地域ごとに算出された民間賃金指数に応じて定められる地域手当の指定基準により堺市は10%とされているため、これに基づき支給しています。</p> <p>また、地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第2項において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されており、毎年度、民間企業の従業員の給与水準との均衡を考慮して行われる人事委員会勧告を踏まえ、決定しています。</p> <p>今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第71号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（財政部財政課）（市長公室政策企画部）（市政集中改革室）（建築都市局都市再生部・都市整備部）（産業振興局商工労働部イノベーション投資促進室）</p> <p>令和3年度当初予算では、「将来の税源涵養に繋がる投資の呼び込み」に係る施策を重点取組の一つとして位置付けました。また「堺市財政危機脱却プラン」（案）においても位置付けています。</p> <p>都市の活力や魅力の創出に向けて、公共空間の機能更新、民間開発の促進による都市機能の更新や交流拠点の形成などに取り組みます。</p> <p>また、グリーンイノベーション投資促進補助金等の企業投資促進事業を実施することで、堺市内へ企業投資を誘導します。</p> <p>これらの取組により、地域経済を活性化及び人口誘導を行い、将来の税源涵養に繋がります。</p>			

番 号	陳情第71号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（危機管理室危機管理課）</p> <p>本市では、平時から発生が懸念される災害の種類ごとに、その災害が発生した時に想定される被害や影響範囲、災害発生時にとるべき行動や避難場所などの情報を掲載した区別防災マップを作成し、市民の皆様が適切な避難行動がとれるように啓発を行っています。</p> <p>堺市に災害発生の危険性が高まっている場合や市民の皆様が避難を呼びかける必要が生じた場合には、エルアラートによるテレビやラジオでの発信のほか、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール、おおさか防災情報メール、ヤフー防災速報アプリ、ツイッターなど多様な手段を用いた発信を行っています。</p> <p>また、市民の皆様が有事に避難いただける「避難所」として風水害時には108箇所、地震時には161箇所の指定を行っています。</p> <p>各避難所には、避難生活に最低限必要な毛布、仮設トイレ、発電機、投光器などのほか、人命救助に使用することを想定して、のこぎりやバールなどの救助資器材などを備蓄しています。また、新型コロナウイルス感染症を含めた感染防止を目的として、仕切り材（パーティション）や段ボールベッド、マスクやアルコール消毒液の他、非接触型体温計、ペーパータオルや使い捨て手袋などの衛生用物品等を配備しています。</p> <p>このほか本市では、高齢者や障害者等の避難行動要支援者、妊産婦、乳幼児を連れた方、子どもをはじめ外国人など配慮を要する方々などにおいて、災害時には平時の課題が一層顕著になることを踏まえ、市民の皆さまの暮らしの確かな安全・安心を確保するため、「公助」の取組を着実に進めるとともに、市民の皆さまの「自助」「共助」の理解や取組を推進してまいります。</p>			

番 号	陳情第71号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）（南区役所区政企画室）</p> <p>区政策会議は、区民等の意見を反映しつつ、区ごとの実情及び特性に応じた政策形成を進め、もって特色ある区行政の実現を図るため、区民参画と区長の政策立案を支える仕組みとして、区ごとに開催することとしています。</p> <p>テーマの設定や委員の構成、人数などを含め、区が主体的に実情に応じた会議を運用できるようにしています。</p> <p>各区で開催する区政策会議の概要や内容などについては、市のホームページで掲載しているほか、市政情報センターや区の市政情報コーナーにおいて会議録を配架しています。</p> <p>今後も、区政策会議について、市民に分かりやすい説明を心がけ、理解を深めていただけるよう努めます。</p> <p>第11項（1）（2）（人権部人権企画調整課）</p> <p>本市では、「平和と人権を尊重するまちづくり条例」に基づき、市政全般を平和と人権を尊重する視点を持って実施しています。</p> <p>また、今年3月に策定した、本市の都市経営の基本となる「堺市基本計画2025」においても、計画を進めるうえでの基本的な視点に、平和と人権の尊重を明記しています。</p> <p>今後も、平和と人権を尊重する社会の実現に向けて取り組みます。</p> <p>第12項（市民生活部消費生活センター・市民協働課）</p> <p>市役所等を騙った医療費の還付金や、新型コロナウイルス感染症に便乗するものなど、特殊詐欺の手口は多様化しており、被害も増加しています。</p> <p>本市としても、特殊詐欺の未然防止は重要な取組と考えており、広報紙やポスター掲示などを通じて詐欺の手口や被害の防止方法等を積極的にお知らせしています。</p> <p>また、架電による「特殊詐欺被害防止電話パトロール」も実施しており、さまざまな機会を通じて周知・啓発の強化に取り組んでいます。</p> <p>今後も、犯罪のない安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、警察や地域、事業者等と連携・協働しながら、被害の未然防止に向け取り組みます。</p>			

番 号	陳情第71号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（健康部保健所感染症対策課） 本市では、堺市医師会など関係団体と協力して新型コロナウイルスワクチンの接種を進めており、すでに接種対象者の約8割の方が2回の接種を完了したところです。 12月1日からは、1回目・2回目の接種に加え、2回目の接種から原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象に、追加接種（3回目接種）を実施します。 引き続き、関係団体の協力を得て必要な接種体制を確保し、接種を希望する市民の皆様が安心して速やかに接種を受けられるよう取り組んでまいります。</p> <p>第14項（健康部健康医療推進課） 様々な病気を予防し、健康を守っていくためには、日頃から血圧・体重を始めとした自分の健康状態を知ることや運動の習慣化などの生活習慣の改善に取り組んでいくことが必要です。 本市では、保健センターにおいて、生活習慣病等に関する相談に対応するほか、ウォーキングや体操、食事等をテーマとした講座を開催するなど様々な取組を実施しています。 今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しながら、市民の健康を守る対策を進めてまいります。</p> <p>第15項（健康部保健所感染症対策課） 市民の生命と健康を守るため、引き続き医療・検査体制の充実や陽性者・濃厚接触者の健康管理の迅速化などに取り組むとともに、国や専門家会議等の動向を注視し、情報の収集に努めてまいります。</p> <p>第16項（障害福祉部障害施策推進課） 本市においては、平成27年3月に「第4次堺市障害者長期計画」を策定し、市の障害者施策における基本的な方針を示すとともに、本市の地域特性や障害者のニーズを反映した目標を定めています。 また、令和3年3月策定の「第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画」では、児童から成人までのライフステージに応じた途切れのない支援を一層推進するため、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供に係る見込量、体制確保のための方策等を一体的に定めています。これらの計画のもと、多様化するニーズに対応できるようサービス基盤の充実や包括的な相談支援を推進します。併せて、就労促進、障害児の健やかな育成や発達支援などの施策を進めることによって、地域共生社会の実現をめざします。施策の推進に当たりましては、市民の皆様を始め関係団体や事業者の皆様、関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第71号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項（長寿社会部長寿支援課）</p> <p>地域包括支援センターは、市内21か所の日常生活圏域に設置しています。</p> <p>日常生活圏域は、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況等を総合的に勘案し定めることとされており、本市においては、各区を基本とし、人口規模及び公共交通機関の状況等も考慮して、おおむね2中学校区を組み合わせた21圏域を日常生活圏域として設定しています。</p>			

番 号	陳情第71号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（子ども青少年育成部子ども企画課）</p> <p>令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）」は、「全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現」と「地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現」を基本理念として策定しました。この計画に基づき、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期、青少年期に至る切れ目のない子育て支援施策の推進に取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第71号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項(1)(2)(3)(4)(5)(6)(観光部観光企画課)</p> <p>本市では、『堺市基本計画2025』、『堺市SDGs未来都市計画』等の方針や、これまでの社会情勢の変化等を踏まえ、今後展開すべき観光の方向性を示す『堺観光戦略』を令和3年5月に策定しました。</p> <p>本戦略では、国内外から多くの来訪が期待される2025年の大阪・関西万博などの好機を逃すことなく、3つの戦略に基づく取組を一体的に推進することで、持続可能な観光の実現をめざしています。</p> <p>また、本戦略では大仙公園エリア及び環濠エリアを取組の重点エリアとしています。大仙公園エリアではヘリウムガス気球の運行をはじめとした百舌鳥古墳群の価値や魅力の発信強化や、環濠エリアではデジタルコンテンツの活用等、様々な取組を進めています。</p> <p>加えて、入国や遠距離移動が制限・抑制されるコロナ禍にあっても、アルフォンス・ミュシャ館の展示作品のオンライン解説や堺市博物館所蔵作品のデジタル公開に加え、中近世のアセアン諸国との国際交易などの歴史文化を中心とした堺の魅力をYouTubeで発信するなど、ワクチン接種進行に伴う国内外の需要回復を見据えた情報発信も行っています。</p> <p>これら観光振興を通じて国内外の交流人口を拡大することは、宿泊、飲食、交通など、幅広い産業に好影響をもたらすものであり、引き続き効果的な観光施策を進めます。</p>			

番 号	陳情第71号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第20項（環境都市推進部環境エネルギー課）</p> <p>本市では、安全・安心な市民生活や安定的な企業活動の確保、エネルギー効率の高いまちづくりに向けて、再生可能エネルギーを中心とする地域エネルギー自給率の向上をめざした「堺市地域エネルギー施策方針」を平成25年11月に策定しています。本施策方針は新たにSDGsの考えを取り入れ、平成30年12月に改定しています。</p> <p>本施策方針に基づき、基礎自治体として実施可能で、地球温暖化対策に資する、供給側のみならず需要側の視点に立ったエネルギー施策を推進しています。</p> <p>また、令和3年3月に策定した堺環境戦略を踏まえ、脱炭素化を推進します。</p> <p>第21項（環境保全部環境共生課）（建設局公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>本市では、生物多様性に配慮すべき基本指針を示した生物多様性・堺戦略を策定しています。今後も、多種多様な生物が生息する南部の丘陵地を含む本市の豊かな自然環境を将来世代に継承するため、同戦略に基づき、多様な主体との協働のもと、生物多様性の保全を推進します。</p> <p>特に南部の丘陵地における多様な景観と豊かな環境が育まれている樹林地やため池については、都市緑地法や堺市緑の保全と創出に関する条例に基づく緑地保全制度などを活用し、保全を進めます。</p>			

番 号	陳情第71号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第22項（都市計画部都市計画課・都市整備部都市整備担当・住宅部住宅まちづくり課・都市再生部ベイエリア推進担当・交通部東西交通担当）（建設局土木部土木監理課・道路部道路計画課・サイクルシティ推進部自転車企画推進課・公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>「堺市都市計画マスタープラン」は、「堺グランドデザイン2040」に示した本市のめざすべき将来像を踏まえ、集約型都市構造の形成などによる持続可能な都市の実現を図るため、本年7月に改定したところです。今後は、この都市計画マスタープランに基づき、各拠点・各分野において取組の具体化を進めます。</p> <p>(1) 都市整備 堺市基本計画2025、堺市SDGs未来都市計画（2021～2023）、堺市都市計画マスタープラン、堺グランドデザイン2040などの上位計画に基づいて、都市拠点等の市街地整備に取り組みます。</p> <p>(2) 住宅まちづくり 人口減少が進む中、社会インフラの老朽化と相まって、都市の衰退が懸念されていることから、住宅ストックの質の向上・長寿命化に取組み、歩いて暮らせる住環境の形成など、集約型都市構造の実現に向けて、持続可能な住宅・住環境形成を推進していきます。</p> <p>(3) 土木監理 道路舗装、道路構造物などの土木施設については、定期的に点検を実施し、点検結果に基づき計画的に補修を行うなど、引続き適切に維持管理を進めていきます。</p> <p>(4) 道路 道路ネットワークの整備については、都市の円滑な移動を確保する交通機能や都市防災機能の強化などに資する都市計画道路事業を引き続き推進していきます。</p> <p>(5) 自転車（シェアサイクル） 株式会社OrenStreetと連携協定を結び、令和2年3月から堺区・北区を中心にシェアサイクルの実証実験を開始しました。現在、南区など段階的にポートの新設・増設及びエリアの拡充をしています。引き続き、ポートの新設・増設、また新たなエリアへの拡充を行っていきます。</p> <p>(6) ベイエリア 将来に向けて、本市の有する都市資源を活かし、都市魅力を高めていくことが重要と考えています。都心の鉄道駅から徒歩圏に位置し、親水護岸が整備された美しい海辺を有する堺旧港など、ベイエリアの持つポテンシャル、海辺の魅力を活かし、居心地の良い交流空間を、民間活力を活用しながら形成することで、より多くの市民、来訪者の訪れる魅力あるエリアにしていくことをめざしています。</p> <p>また、大阪府、大阪市、大阪湾沿岸市町と連携のもと、大阪ベイエリアの魅力や将来像を示しながら、民間活力を活用してベイエリアの活性化を図ります。</p>			

番 号	陳情第71号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>(7) 東西交通</p> <p>東西交通については、都市の持続的な発展のため、SMIプロジェクトや都心エリア活性化の取組により、定住人口や交流人口等の増加を図り、都市のにぎわいや地域経済の活性化に繋がるよう取り組みます。</p> <p>(8) 公園</p> <p>都市計画公園については、地域の特性や公園ごとの役割に配慮しながら、重点的に整備する公園緑地を定め、計画的に事業を推進しています。</p> <p>第23項（都市再生部ベイエリア推進担当）</p> <p>将来に向けて、本市の有する都市資源を活かし、都市魅力を高めていくことが重要と考えています。都心の鉄道駅から徒歩圏に位置し、親水護岸が整備された美しい海辺を有する堺旧港など、ベイエリアの持つポテンシャル、海辺の魅力を活かし、居心地の良い交流空間を、民間活力を活用しながら形成することで、より多くの市民、来訪者の訪れる魅力あるエリアにしていくことをめざしています。</p> <p>また、大阪府、大阪市、大阪湾沿岸市町と連携のもと、大阪ベイエリアの魅力や将来像を示しながら、民間活力を活用してベイエリアの活性化を図ります。</p>			

番 号	陳情第71号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第24項（公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>公園には、人と自然が共生する環境保全の役割、市民の多様な余暇活動や健康増進活動を支えるレクリエーションの役割、災害時の避難地等として安全・安心なまちづくりを支える防災の役割などがあります。公園の整備については、このような役割を念頭におき、市民が健康で安全に、より多くの方が楽しめる公園となるよう整備を進めています。</p>			

番 号	陳情第71号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第25項（経営企画室）</p> <p>現在、上下水道事業を取り巻く環境は、施設の老朽化が進む中、人口減少などによる水需要の低下に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、一層厳しさを増しており、本市としても将来にわたり上下水道サービスを安定的に提供し続けるために、様々な経営改革に取り組んでいるところです。</p> <p>現在、令和5年度を開始年度とする「(仮称)堺市上下水道ビジョン」を策定中です。</p> <p>ビジョンの策定にあたっては、「(仮称)堺市上下水道ビジョン策定検討懇話会」を開催し、中長期の投資財政見通しを策定した上で、有識者からの意見も参考に、適正な投資水準と財源の確保及び経営基盤の強化に向け、検討を進めています。</p> <p>経営基盤の強化策として、広域化・公民連携による新たな運営形態の検討や、ICT技術の活用による生産性向上、未利用地の有効活用による収入確保などに取り組めます。</p> <p>公民連携については、これまでも民間企業が高い効率性を発揮できる検針・料金徴収業務などについて業務委託を行い、安定した事業運営に努めてきました。</p> <p>引き続き、全ての業務を抜本的に見直し、民間企業のノウハウや技術力等を活用することで、利用者サービスの向上や業務の効率化につながるものについては、更なる連携を推進していきます。</p>			

番 号	陳情第71号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第26項（総務部教育政策課）</p> <p>教育委員会では、すべての子どもたちが多様性を認め、ゆめや目標、挑戦心や粘り強さをもって、感性を豊かに働かせながら未来を切り拓くことができる力を、ICTを積極的に活用しながら誰一人取り残すことなく育むために、様々な取組を行っています。</p> <p>今後も、「堺市教育大綱」及び「第3期未来をつくる堺教育プラン」に基づき教育施策を推進します。</p> <p>第27項（学校管理部中学校給食準備室）</p> <p>教育委員会では、現在、令和3年10月に策定した「堺市中学校給食改革実施計画」に基づき、全員喫食制の中学校給食を令和7年度に開始することをめざし、取り組んでいます。</p> <p>第28項（中央図書館総務課）</p> <p>令和2年7月に「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を策定しました。今後、基本指針に沿ったサービスの拡充、重点項目への対応や、新たな機能を持つ施設等の整備など、具体的な施策に取り組めます。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第1項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>代理投票の制度は、本人投票の原則及び秘密投票の原則の例外としての性質をもつもので、その手続きは法令の定めるところにより、厳正に実施しなければならないものです。</p> <p>代理投票の方法としては、投票所の事務従事者のうちから定められた補助者2人が、選挙人本人の意思を確実に確認したうえで、そのうち一人が選挙人の指示する候補者の氏名等を記載し、他の1名がこれに立ち会うよう定められています。そのため同伴者の代筆による代理投票は認められておりませんので、ご理解いただきますようお願いします。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	危機管理室
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第2項（危機管理室防災課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課）</p> <p>福祉避難所の運営については、令和2年3月、開設基準や開設の流れ、人員配置、受入スペースの確保、避難者への食事等の提供・管理、費用負担など、福祉避難所を運営する上での考え方を具体的にまとめた「堺市福祉避難所運営マニュアル」を策定しました。</p> <p>マニュアル作成後は、福祉避難所に指定している市内の社会福祉施設等に対して内容説明を行い、同マニュアルに基づいた新たな協定を締結のうえ、福祉避難所としての再指定を行いました。</p> <p>また、発災時にできる限り多くの福祉避難所を確保できるよう、現在協力いただいていない施設等への普及啓発や新たに認可を受ける際に事業者等への案内や説明を行うことで、新たに指定する福祉避難所の増加を図る等、体制整備を進めています。</p> <p>個別避難計画については、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、作成が市町村の努力義務とされたことを踏まえ、本市としても、福祉専門職や関係団体等との連携のもと、避難行動要支援者の状況等による優先度も踏まえ、着実に計画を作成したいと考えています。</p> <p>また、避難所での要配慮者の対応については、区災害対策本部を中心として健康福祉対策部等と連携して実施しますが、状況に応じて避難所運営委員会のメンバー等の協力も得ながら対応することが想定されることから、関係者が参加する堺市福祉避難所運営マニュアルに基づく訓練を実施し、マニュアルの検証を行い、要配慮者が安心して避難できる体制を整えていきます。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第3項(1)(健康部保健所感染症対策課)</p> <p>本市では、令和3年3月から9月までの間、国の基本的対処方針に基づき、障害福祉サービス事業所等を含む高齢者施設等に対し、無症状の従事者に係る集中検査を実施してまいりました。当該検査の実績は、延べ48,504件の検査数に対し、陽性者は8件で、陽性率は約0.016%でした。他方、新型コロナウイルスワクチンについては、市内の高齢者・障害者施設の利用者・従業者のうち、希望者へのワクチン接種がほぼ完了しており、大阪府の調査によると、第5波における府内感染状況では、「重症化率・死亡率の低減」「施設関連クラスターの減少」等が顕著となりました。</p> <p>また、国の基本的対処方針の変更により、当該検査については一律に継続を求めないこととされました。こうした状況を踏まえ、検査前確率が低い無症状者への一律・定期的な検査は、一定の役目を終えたものとして、本市においても当該検査を終了することとなりましたので、御理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>第3項(2)(健康部保健所感染症対策課・障害福祉部障害支援課・障害福祉サービス課)</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、これまでの1、2回目の接種において、身近な場所で接種していただけるよう、かかりつけ医などの個別医療機関での「個別接種」のほか、地域会場や医療機関での「集団接種」の体制を整備し、接種を進めてまいりました。</p> <p>特に地域会場につきましては、どなたでもアクセスしていただきやすいようエレベーターを備えた施設を会場としているほか、車いす等でも移動できる動線の確保や筆談による対応など、来場される方への合理的配慮に努めております。また、接種会場や予約方法などに関しては、新型コロナワクチン接種コールセンターでお問い合わせを受け付けております。</p> <p>なお、接種会場まで移動する際の外出時の支援や、接種会場における必要な援助について、障害福祉サービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援の利用が可能となっております。また、生活介護事業所等の通所系サービス事業所内における接種についても、当該事業所と接種実施医療機関との間で調整いただくことで、事業所内での接種の実施が可能となっております。</p> <p>さらに本市では、障害福祉サービス事業所への調査等により把握したワクチン接種が困難な障害者に対し、訪問によるワクチン接種の支援を進めてまいりました。</p> <p>今後予定されている追加接種(3回目の接種)の実施に当たっては、これまでの1、2回目と同様に、接種を希望される方への合理的配慮に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第3項(3)(健康部保健所感染症対策課)</p> <p>大阪府内において、新型コロナウイルス感染症に係る病床及び宿泊施設の確保並びに新型コロナウイルス感染症患者の入院に係る調整は、原則として大阪府が一元的に行っています。</p> <p>障害のある方の入院医療体制については、令和2年6月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」において、都道府県に対し、障害者等各々の障害特性等を踏まえた受入医療機関の整備や、コミュニケーション支援を始め入院中における障害特性への配慮についての検討が求められているところです。</p> <p>入院、入所調整に際しては、患者の方の障害特性に応じ、適切に対応できる病院又は宿泊療養施設に入所等できるよう、引き続き大阪府に対し要望してまいります。</p> <p>第4項(1)(2)(障害福祉部障害施策推進課・障害支援課)</p> <p>障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供していくためにも重要であることから、本市では、福祉・介護の仕事に関心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会として、「福祉の就職総合フェア」を大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に開催する等、人材確保の支援に努めているところです。</p> <p>また、新任の相談支援専門員に対し「相談支援サポート事業」研修を実施するほか、障害福祉サービス事業者に対し、障害者虐待防止研修会を実施しています。さらには、サービス提供責任者を対象とした「居宅介護事業者現任者研修」やグループホームの運営を担うサービス管理責任者等を対象とした障害のある方を講師に意見交換等を行う「グループホーム事業者研修」を実施する等、人材の育成や定着を目的とした取組を行っています。</p> <p>また、市独自の事業として、医療的ケアが必要な重症心身障害者を多数受け入れる生活介護事業所での看護職員の加配並びに重度障害者を受け入れるグループホームを運営する事業所での生活支援員の増員及び看護職員の配置に対し補助を行っています。</p> <p>そのほか、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議を通じ、質の高い介護人材を安定的に確保し、利用者に対して必要かつ十分な介護が行えるよう、国に対して、適切な人員配置基準の見直しやそれに見合う報酬単価の設定を引き続き働きかけます。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第5項（障害福祉部障害福祉サービス課）</p> <p>障害福祉サービスの利用者負担については、平成24年4月から、所得に応じて負担額が決まる応能負担に変更されており、低所得の方の場合は、負担が生じないようになっています。</p> <p>また、災害や生計の主たる者の失業、死亡など、特段の事情がある場合は、負担の減免ができることになっています。</p> <p>利用者負担が生じるためサービスを利用できないような方がおられた場合、区役所や障害者基幹相談支援センター等、相談窓口もありますので、ご相談ください。</p> <p>収入認定の対応については、基本合意の内容を含め、国の動向等を注視していきます。</p> <p>第6項（障害福祉部障害支援課・障害福祉サービス課）</p> <p>本市では、居宅介護の指定事業者のサービス提供責任者を対象とした「居宅介護事業者現任者研修」を実施し、人材の育成や定着を目的とした取組を行っています。</p> <p>また、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ、質の高い介護人材を安定的に確保し、利用者に対して必要かつ十分な介護が行えるよう、国に対して、適切な人員配置基準の見直しやそれに見合う報酬単価の設定を引き続き働きかけます。</p> <p>第7項（1）（2）（3）（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課）</p> <p>国では、入所施設からの地域生活への移行を掲げています。このことを踏まえ、本市では、障害者の暮らしの場として、障害者の高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活基盤となるグループホームの量的な拡大と機能強化を進めています。</p> <p>量的な拡大としては、新たなグループホームを整備する際に国庫補助金に上乘せをして整備費の加算を行っているほか、初度設備に対して補助を行い、事業者負担の軽減を図っています。</p> <p>また、機能強化としては、介護の度合や医療的ケアのニーズが高い重度障害者に対して、手厚い支援体制ができるよう生活支援員の増員及び看護職員の配置に要する経費を補助しています。</p> <p>令和3年度からは、グループホームにおいて、日常的に医療的ケアを必要とする重度障害者への支援体制の拡充を図るため、補助対象に看護資格を有する生活支援員の加配に要する経費を追加し、さらなる機能強化を行っています。</p> <p>今後も引き続き、グループホームの量的拡大と機能強化に取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第8項(1)(2)(障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課)</p> <p>本市では、市独自の事業として、単独型短期入所事業所での職員の増員に対する補助や強度行動障害のある方など重度障害者に対し十分なケアが行えるよう、重度障害者の受入れに対し、加算することで短期入所事業所の量的な拡大と機能強化に取り組んでいます。</p> <p>また、介護者の入院などの理由により、介護を受けられなくなる障害者(児)が短期入所を利用できるよう緊急用ベッドとして2床確保しています。</p> <p>第8項(3)(障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課)</p> <p>本市では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者・児の地域生活支援のための機能として、「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」の5つの機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する地域生活支援拠点をグループホーム等に付加した多機能拠点整備ではなく、既存の障害福祉サービスや事業を有効に活用することにより、5つの機能を複数の機関が分担して担う面的整備として構築しています。</p> <p>地域全体で支えるサービス提供体制を構築するためには、個々の機能だけではなく、必要に応じて各機能を有機的に結び付け、連携していくことが重要であると考えており、今後も、障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、地域全体で支えるサービス提供に取り組んでいきます。</p> <p>第9項(長寿社会部医療年金課)</p> <p>本市の重度障害者医療費助成制度は、大阪府福祉医療費助成制度に基づき実施しております。</p> <p>重度障害者医療費助成制度の対象を中・軽度の方まで拡大することについては、大阪府からの補助金対象外であり、本市の限りある財源のなかで、本市独自の制度化は困難な状況であります。</p> <p>このことから、以前から大阪府市長会を通じ大阪府に対し、身体障害者手帳3級又は4級の一部の方、知的障害者中度の方、精神障害者保健福祉手帳2級の方及び難病患者については、障害年金2級又は特別児童扶養手当2級を受給されている方までを対象とするよう範囲の拡大を要望しております。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第10項(1)(障害福祉部障害支援課) 職員配置につきましては、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけて実施しており、今後も国基準を念頭に置き、適正な職員配置に努めていきます。</p> <p>第10項(2)(障害福祉部障害支援課) 単独通園につきましては、令和元年度から4・5歳児の日数を週1日から週2日に増やしています。 リハビリにつきましては、利用されているお子さんの表情の変化や動きを感じ取っていただくことやリハビリ方法などを学び、家庭での生活に活かしていただく観点から、親子通園時を基本としております。 今後も、児童発達支援センターにおける療育の中で、より良いサービスを効率的に提供できるよう、リハビリの実施時期や回数等について、引き続き指定管理者と協議してまいります。</p> <p>第10項(3)(障害福祉部障害支援課) 令和元年度以降の指定管理料において、送迎バスの増車に伴うバス借上料と、添乗する保育士の人件費の増額分を見込んで積算し、指定管理者において、平成31年4月からジャンボタクシーを1台増車しました。 また、送迎ルートにつきましても、長時間乗車する園児ができる限り少なくなるように、指定管理者において毎年見直しを行っています。 今後も、通園バスの運行につきましては、安全な運行を確保し、園児と保護者の皆さんにできる限り負担がかからないよう、引き続き検討してまいります。</p> <p>第10項(4)(障害福祉部障害支援課) 現在、児童発達支援センターでは15名のセラピストを配置し、リハビリを実施しており、卒退園後につきましても、地域の小学校や障害児通所支援事業所と連携しながら、一定期間、リハビリをご利用いただいています。 今後も、児童発達支援センターにおける療育の中で、より良いサービスを効率的に提供できるように、リハビリの実施時期や回数等について、引き続き、指定管理者と協議してまいります。</p> <p>第10項(5)(障害福祉部障害支援課)(教育委員会事務局学校教育部支援教育課) 就学相談は、地域の小学校が窓口となり実施しています。児童発達支援センターに通所する子どもの就学相談には、教育委員会事務局も関わり、全ての小学校が適切に相談を進めることができるよう努めます。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第10項(6)(障害福祉部障害支援課)</p> <p>堺市立南こどもリハビリテーションセンターの施設の老朽化等に伴う設備改修につきましては、必要性や緊急性等を検討し、計画的に改修を進めているところです。</p> <p>令和3年度は、同センターの中央監視設備更新工事及び空調制御装置等更新工事設計を予算化しています。</p> <p>今後も同センターの設備改修につきましては、必要性や緊急性等を検討しながら計画的に進めてまいります。</p> <p>第11項(障害福祉部障害施策推進課・障害支援課)</p> <p>計画相談支援及び障害児相談支援については、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の不足と質の向上が全国的にも課題となっています。</p> <p>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、これらの課題を踏まえ、基本報酬及び各種加算の見直しが行われましたが、引き続き、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議を通じ、国に対して、質の高い相談支援の提供ができるよう、改定後の実態に即した見直しを働きかけます。</p> <p>本市におきましては、必要な人が計画相談支援等を利用できるよう、相談支援従事者初任者研修に係る市町村推薦枠の活用を行うなど、相談支援事業者及び相談支援専門員の拡大に取り組んでいます。</p> <p>また、新任の相談支援専門員に対する研修として「相談支援サポート事業」を实地し、人材の育成にも努めています。</p> <p>特に、障害児相談支援については、子育て支援や教育等の施策や機関との連携、発達支援や保護者支援の視点とその知識が必要であることから、「あい・さかい・サポーター養成研修」の実施や、障害児等療育支援事業(あい・すてーしょん)において事業所支援などを実施しています。</p> <p>各区の基幹相談支援センターでは、サービス等利用計画は作成しておりませんが、障害者(児)及びその家族等からの相談に応じ、障害福祉サービス等の利用等に関する情報提供、申請支援、利用調整等の相談支援を実施しています。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第12項（障害福祉部障害支援課） 重度障害者福祉タクシー利用助成制度は、重度障害者（児）の社会参加の増進を図るため、利用料金の一部を助成する制度です。 本市の財源に限りがある中、現在のところ利用枚数を増やすことについては困難ですが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について国に財政措置を講じるよう、今後も引き続き要望を行ってまいります。</p> <p>第13項（障害福祉部障害福祉サービス課） 障害者総合支援法において、支給量について障害福祉サービスの支給決定を行う際には、障害支援区分又は障害の種類、介護を行う者の状況、他の介護給付費等の受給の状況等を勘案して、支給決定を行う必要があり、1か月を単位としてサービス量を定めなければならないと規定されています。市町村事業である地域生活支援事業についても、上記の考え方に基つき、1か月を単位として支給決定を行っておりますのでご理解ください。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	建築都市局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第14項（交通部公共交通担当）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>おでかけ応援制度は、日常的な外出機会に乏しい高齢者層の社会参画を促すことに加え、そのことによる公共交通の利用促進を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車に1乗車100円でご利用できる制度です。今後とも制度の趣旨を踏まえ利便性の良い、おでかけ応援制度の運用に努めます。</p> <p>なお、身体障害者及び知的障害者に対しては、JRや私鉄各社において、旅客運賃の割引制度を設けております。バスにつきましても、バス会社によって適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。また、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは、各交通機関にお問い合わせください。</p> <p>第15項（交通部公共交通担当）</p> <p>無人駅や時間帯無人駅については、利用者が防犯上や緊急時の対応に不安を感じておられ、また介助が必要な場合等に不便を感じておられることは理解しており、市はこれまでも事業者に対し駅員の常時配置を求めてきました。</p> <p>また、ホームでの接触・転落事故防止に最も有効と考えられる可動式ホーム柵については、本市では補助制度を設けるとともに、事業者に早期設置の要望を行ってきました。</p> <p>引き続き、西日本旅客鉄道株式会社に可動式ホーム柵の設置と駅員の常駐についての対応を求めていくとともに、緊急通報ボタンの位置などの利用者の意見についても要望していきます。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第16項(1)(教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・支援教育課・学校管理部学校施設課)</p> <p>本市では現在、小学校において1・2年生で35人以下の学級編制、「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校3年から6年において38人以下の学級編制を行っています。また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。</p> <p>また、本市では、国の法律で定められた学級編制基準に則って学級編制を行っており、通常の学級を編制する際、支援学級在籍児童は含まないこととしています。学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。</p> <p>第16項(2)(学校教育部支援教育課)</p> <p>保護者等の待機場所については、支援の必要な児童生徒に対する指導が継続的に行えるよう、各校の空き教室の状況などをふまえ、可能な限り必要な措置を行っているところです。</p> <p>また、通級指導教室の設置は、国による担当教員の基礎定数化が平成29年度から10年間かけて段階的に行われています。本市の中学校の通級指導教室は、昨年度より1教室拡充し、6校6教室ですが、今後も国に対し増設置を要望します。</p> <p>第16項(3)(学校教育部支援教育課)</p> <p>国や他市の動向を注視しながら、今後も在籍数及び学級数等に配慮し、よりよい教育環境の整備について、関係課とも連携し研究します。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（人事部人事課）</p> <p>簡素で、最適と考える任用や勤務形態の人員構成を実現することにより、住民のニーズに応える効果的・効率的な行政サービスを提供することが必要です。</p> <p>そのために、市民の視点に立って、業務内容に応じた最適な任用形態を合理的に組み合わせながら、適切な人員配置を講じ、費用対効果の高い行政運営をめざしてまいります。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（税務部税制課）</p> <p>特別な事情により市税の納付が困難な場合は、その事情に応じて、税の減免を受けられる場合があります。</p> <p>個人の市・府民税については、失業や事業不振、病気療養などにより著しく所得が減少したため全額納付が困難な状況で一定の要件を満たした場合、減免を受けることができます。また、固定資産税については、高齢者などで一定の要件を満たす人が所有し居住する家屋とその敷地や、不慮の災害により被害を受けた固定資産などが減免の対象になる場合があります。</p> <p>なお、事業税は道府県税であり、本市から大阪府に要望すべき内容ではないと考えております。</p> <p>第3項（税務部市税事務所市民税課）</p> <p>令和2年度までは申告期限内に住民税申告書を提出され非課税となった方へ「非課税のお知らせ」を送付していましたが、他市の実施状況を考慮し、現在の厳しい財政状況を鑑みて廃止したものです。</p> <p>第4項（契約部契約課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課）</p> <p>建設工事及び工事に関連する業務委託の発注に当たっては、市内中小企業の受注機会を確保する観点から、競争性の確保を前提として、入札参加条件として市内事業者に限定した発注を行っています。</p> <p>また、共同企業体方式を活用し、大型工事や特殊工事等における市内事業者の入札参加機会の確保を図っています。</p> <p>さらに、元請業者に対して、一部を下請に発注又は、原材料・物品を購入する場合には、可能な限り市内事業者へ発注するように文書で依頼を行っています。</p> <p>加えて、建設工事では、総合評価落札方式の評価項目として市内事業者への加点や、「市内下請の活用」又は「資材の市内調達」を行う事業者への加点を行うことにより、市内中小企業の保護・育成に努めています。</p> <p>今後も競争性、公平性及び適正履行の確保に留意しつつ、市内中小企業の受注機会の確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項(1)①(長寿社会部介護保険課・国民健康保険課・医療年金課)</p> <p>国民健康保険料の減免については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p> <p>保険料算定基礎としてのコロナ関連給付金の取り扱いについては、税法上の取り扱いに準じます。</p> <p>介護保険料については、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入・給与収入等が一定以上減少するなど要件に該当する場合、第一号被保険者の介護保険料の一部または全額の減免を行っています。保険料算定基礎としてのコロナ関連給付金の取り扱いについては、税法上の取り扱いに準じます。</p> <p>後期高齢者医療保険料の減免については、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び同施行規則に規定されており、府内統一基準で実施しています。保険料算定基礎としてのコロナ関連給付金の取扱いについては、税法上の取扱いに準じます。</p> <p>第5項(1)②(健康部保健所保健医療課)</p> <p>地域保健法の考え方にに基づき、保健所は、地域保健における広域的、専門的技術的拠点として、感染症や医事、薬事など主に全市域を対象とした地域生活を支えるための取組を行い、各保健センターは、住民に身近で利用頻度の高いサービスを提供する拠点として、健康相談や保健指導など主に直接的な市民サービスを行うこととされています。</p> <p>本市では、保健所と各区に設置している保健センターの連携体制により、効果的に市民の健康の保持増進を図っています。新型コロナウイルス感染拡大においても必要な対応ができるよう引き続き体制の確保に努めていきます。</p> <p>第5項(1)③(健康部保健所感染症対策課)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、検査・医療両体制の充実が非常に重要であると認識しています。</p> <p>検査体制については、従来の衛生研究所における検査の他、民間検査機関を活用することにより、2,300/日を超える検体についても効率的に検査できる体制を確保しています。引き続き必要な方に迅速に検査を受けていただくためには、検査体制のさらなる充実が欠かせないと考えており、衛生研究所を始め、医療関係機関や民間検査機関等と連携し、体制の充実に向けて、継続的に取り組んでまいります。</p> <p>医療体制については、病床及び宿泊施設の確保は、大阪府が一元的に行っています。本市としましては、医師会等の関係機関と連携し、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、引き続き大阪府と協力して対応してまいります。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項(1)④(生活福祉部地域共生推進課・健康部保健所感染症対策課)</p> <p>令和3年12月1日よりコロナ禍における経済面など様々なお困りごとにワンストップで対応する総合相談窓口である「新型コロナ・生活相談コンシェルジュ」を開設します。</p> <p>同窓口では、経済面など様々な相談を必要とする方を対象として、生活困窮者支援や生活保護、就労支援、子育て支援、就学支援などに関する相談を聞き、お困りごとを抱えている市民を取り残さぬよう、適切な支援につないでいきます。</p> <p>大阪府では、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置されており、相談内容に応じて、後遺症についての相談や診療に協力している医療機関を案内する等の対応をされています。また、本市では、新型コロナ受診相談センターにおいて後遺症に関する相談を受け付けており、相談件数は大阪府と共有しています。引き続き、大阪府や医療機関と連携し、新型コロナウイルス感染症に関する相談体制の充実を図ります。</p> <p>第6項(1)①(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを決めました。</p> <p>本市は、令和2年10月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際する大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、新型コロナウイルス感染症による被保険者への影響が生じている状況に鑑み、保険料率の府内完全統一時期の延期も含めた対応を検討することを強く求める趣旨の意見を提出しました。</p> <p>なお、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「医療保険制度の一本化など、国民皆保険制度の安定的な運営のための抜本的な改革を国の責任において実現するよう、国に対して求めること」、「市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することや、新型コロナウイルス感染症の影響について速やかに対応することを大阪府に対して求めること」との意見の趣旨を踏まえ、引き続き必要に応じて国や大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項(1)②(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを決めました。</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。</p> <p>なお、一般会計からの法定外繰入れについては、国民健康保険に加入していない市民に対して、法律に基づかない負担を強いることになるため、保険制度としての持続可能性、負担の公平性の観点から、基本的には不適切なものと考えられています。そのため、決算補填や保険料引き下げの目的で法定外繰入れを実施してきた市町村に対しては、国から計画的、段階的な解消が求められているところです。</p> <p>第6項(1)③(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>第6項(1)④(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>一部負担金の減免制度については、「大阪府国民健康保険運営方針」において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成30年度から府内統一基準を導入しました。</p> <p>本市では、平成29年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることとの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。</p> <p>一部負担金減免制度については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載するとともに、区役所窓口においても、制度の案内を行い、周知に努めています。今後も窓口対応においては、親切で丁寧な説明を行うよう努めていきます。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項(1)⑤(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>国民健康保険事業において、保険料の収納確保は制度を運営していく上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、滞納処分を行うこととなります。</p> <p>なお、滞納処分に至るまでには被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>保険料の未納は、負担の公平の原則から好ましいものではなく、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、高額療養費や葬祭費の給付申請時等に、説明のうえ滞納保険料に充当していただくようお願いしています。</p> <p>第6項(1)⑥(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>保険料の減免については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p> <p>第6項(1)⑦(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>傷病手当金の支給については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資するため、国から緊急的・特例的な措置として傷病手当金の支給に要した費用の全額について財政支援を行う旨が示されたこと等を踏まえた特例的な措置として実施しているところです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に限定しない形での傷病手当制度については、国保には多様な就業形態の被保険者が加入しており、被保険者間の公平性等、様々な課題があると認識しています。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項(2)①(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを決めました。</p> <p>本市は、令和2年10月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際する大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、新型コロナウイルス感染症による被保険者への影響が生じている状況に鑑み、保険料率の府内完全統一時期の延期も含めた対応を検討することを強く求める趣旨の意見を提出しました。</p> <p>なお、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「医療保険制度の一本化など、国民皆保険制度の安定的な運営のための抜本的な改革を国の責任において実現するよう、国に対して求めること」、「市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することや、新型コロナウイルス感染症の影響について速やかに対応することを大阪府に対して求めること」との意見の趣旨を踏まえ、引き続き必要に応じて国や大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでいきます。</p> <p>第6項(2)②(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>国民健康保険料の算定方式は、法令の規定上、4方式(所得割、資産割、均等割及び平等割)、3方式(所得割、均等割及び平等割)又は2方式(所得割及び均等割)のいずれかによるものとされ、均等割については、国民健康保険法施行令において被保険者均等割額は被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定すると定められていることから、子どもを含む世帯に属する被保険者全員に対して賦課しています。</p> <p>なお、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料の5割軽減措置制度について令和4年度からの導入が示されています。本市としては、国が示す対象年齢、減額割合により実施する予定ですが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、財政負担により対象となる年齢及び軽減割合の拡大を国に要望してまいります。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項(2)③(長寿社会部国民健康保険課) 平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化に伴い、公費拡充が行われましたが、国民健康保険制度の財政基盤は依然として脆弱で不安定であるため、本市としては、更なる公費拡充によって、国保制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるよう、国に対して要望しているところです。</p> <p>第6項(2)④(長寿社会部国民健康保険課) 資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>第6項(2)⑤(長寿社会部国民健康保険課) 70歳から74歳までの方(現役並み所得者を除く。)の医療費の一部負担金割合については、法令の規定上2割であるところ、平成20年度以降、国の軽減特例措置により1割とされていましたが、平成26年4月1日から本来の法令の規定上の2割に変更されております。</p> <p>第6項(2)⑥(長寿社会部国民健康保険課) 保険者(市町村、都道府県)ごとの実績や取組状況に応じて財政支援が行われる保険者努力支援制度の評価指標の一つとして、収納率向上の取組についての項目が定められていますが、本市においては、様々な取組の結果、令和元年度においては前年度比で低下したものの、平成22年度以降、現年分保険料収納率を着実に向上させてまいりました。 今後も、被保険者の納付資力の見極めをしっかりと行い、保険料を確実に納めていただけるよう対策を進めてまいります。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項(1)①(長寿社会部介護保険課)</p> <p>介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされており、本市においては、所得に応じたきめ細かな16段階の保険料設定としております。保険料設定については、国に対して本人の所得のみにより算定することなどを要望しております。</p> <p>利用者負担割合については、介護保険法の規定に基づき、被保険者本人及び同一世帯の第1号被保険者の所得状況を勘案のうえ、判定がされます。低所得者の保険料・利用料については、その所得状況や制度の運営状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど国に対して必要な措置を講ずることを要望しております。</p> <p>第7項(1)②(長寿社会部介護保険課)</p> <p>本市におきましては、独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。</p> <p>介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けております。その自己負担上限額については、市民税の非課税世帯などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。</p> <p>また、特に生計の維持が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っています。</p> <p>第7項(1)③(長寿社会部介護保険課)</p> <p>介護保険制度では、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料の負担割合が定められており、制度上、保険料の軽減措置に必要な財源は、保険料で賅うこととなります。</p> <p>したがって、本市としましては、一般財源から繰り入れて保険者が独自に軽減措置を行うことは適当でないと考えます。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項(1)④(長寿社会部介護事業者課) 特別養護老人ホームや高齢者グループホームなどの介護保険施設等については、社会情勢、待機者の状況等を勘案しながら、3年ごとに計画を策定し、複数の小学校区を統合した日常生活圏域(21か所)を単位として整備を進めています。</p> <p>高齢者ができる限り住み慣れた地域において、社会とのつながりの中で安心して暮らし続けることのできる社会づくりを進めるために、引き続き入所希望者や施設運営の状況を鑑みて施設整備を行ってまいります。</p>			
<p>第7項(1)⑤(長寿社会部介護保険課) 介護保険施設等における居住費・食費については、利用者負担の公平性の観点から、介護保険給付の対象外となっています。ただし、低所得者の方において居住費・食費の負担が過重にならないように、所得に応じた負担限度額を設定し、低所得者の負担軽減を図っております。</p>			
<p>第7項(2)①(長寿社会部介護保険課) 介護保険財政安定化基金は、市町村が通常の徴収努力を行ってもなお生じる保険料未納や予想を上回る給付費の伸びによる保険財政の不足に対応するため、介護保険法第147条の規定により都道府県において設置されているものです。</p>			
<p>第7項(3)①(長寿社会部介護保険課) 低所得者の保険料・利用料については、かねてから国に対して、所得状況や制度の運用状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど必要な措置を講じること、公費投入による低所得者の保険料軽減策のほかに、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じることがを要望しています。</p>			
<p>第7項(3)②(長寿社会部介護保険課) 令和3年度から、要介護者についても、介護保険の給付を受けられることを前提としつつ、市町村の判断により、総合事業のサービスが利用できるよう、対象者の弾力化が図られております。</p> <p>本市としましては、被保険者が必要なケアを受けられなくなることがないよう最大限配慮することを要望しており、今後も必要に応じて要望してまいります。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項(3)③(長寿社会部介護保険課)</p> <p>第1号被保険者の保険料徴収方法は、介護保険法の規定により年金から天引きする特別徴収と普通徴収という納付書や口座振替による方法があります。特別徴収の対象者については、介護保険法の規定により、特別徴収の対象年金を年額18万円以上受給している被保険者とされておりまして。</p> <p>介護サービスに必要な財源は、皆様に納めていただく介護保険料でまかなわれています。介護や支援が必要となった方へ必要な介護サービスを提供するため、安定的な制度運営にご協力賜りますようお願いいたします。</p> <p>第8項(1)①(長寿社会部医療年金課・障害福祉部障害支援課・健康部保健所保健医療課)</p> <p>本市独自の助成制度につきましては、本市の限りある財源の中にあっては、ご要望の制度化は困難な状況にありますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>第8項(1)②(長寿社会部医療年金課)</p> <p>子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃した上で、入院・通院にかかる医療費助成を中学校卒業まで拡充し、平成31年4月からは、さらに18歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日)まで拡充いたしました。</p> <p>一部自己負担額につきましては、平成16年11月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1医療機関当たり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいています。</p> <p>また、平成18年7月診療分からは、1か月当たりの負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者1人につき1か月当たり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいています。</p> <p>このように、本市子ども医療費助成制度における一部自己負担については、府内統一ルールの基、実施しているため、完全無料化については、市単独では困難であると考えています。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項(1)③(健康部保健所保健医療課)</p> <p>平成27年1月に難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)が施行され、新たな難病医療費助成として特定医療費制度が創設されました。国では、難病とは、(1)発病の機構が明らかでなく、(2)治療方法が確立していない、(3)希少な疾病であつて、(4)長期の療養を必要とするものとされ、さらに特定医療費の支給対象となる指定難病は、患者数が本邦において一定の人数(人口の約0.1%程度)に達しないこと、客観的な診断基準(又はそれに準ずるもの)が確立していることとされており、厚生労働大臣が指定しています。対象疾病は、110疾病から段階的に拡大され、現在、計338疾病が指定されています。さらに、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会では、対象疾病の追加や、既に指定されている疾病の支給認定に係る基準についての見直しを行うことが検討されています。</p> <p>また、難病法に基づく公平かつ持続的、安定的な医療費助成の仕組みとして、患者の自己負担の割合及び患者等の所得に応じた自己負担上限額が定められており、高額な医療を長期に継続している方への負担軽減等が図られています。</p> <p>本市としましては、難病患者の方が安心して医療費助成を受けられるよう、今後も引き続き国の動きを注視しつつ対応してまいります。</p> <p>第8項(1)④(長寿社会部医療年金課)</p> <p>入院時食事療養費につきましては、各健康保険制度のなかで、所得に応じた標準負担額が決められております。また、住民税非課税世帯の方は、食事療養費の標準負担額を減額できる軽減措置があり、一定の負担軽減が講じられておりますので、御理解をお願いいたします。</p> <p>第8項(1)⑤(長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課)</p> <p>加齢性難聴は、社会問題の一つであり、本市においても相談窓口などで、コロナ禍によるマスク着用やアクリルパネル設置の影響も加わり、その対応が課題となっております。</p> <p>難聴に関する自覚や変化への気づきから適切なケアや医療につなぐことは、難聴に起因する認知症などの二次的な機能低下の予防にもつながることから、様々な機会をとらえ、本人や、高齢者を支援するケアマネジャー等への啓発に取り組んでいきます。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項(2)①(長寿社会部医療年金課)</p> <p>大阪府の福祉医療費助成制度は、平成16年11月から、今後とも持続可能な制度としていくことを志向するなかで、子育て支援・ひとり親家庭への自立支援の観点から対象者の拡充を図るとともに、世代間負担の公平性の確保、高齢障害者など医療の重要度の高い方への重点化や受益と負担の適正化を図るため、無理のない範囲での一定の負担をいただくなどの見直しが行なわれました。</p> <p>平成18年7月診療分からは、月額上限額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者1人につき1か月当たり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいています。</p> <p>また、大阪府では持続可能な制度とするため、平成30年4月に福祉医療費助成制度の再構築を行いました。この改正により、平成30年4月診療分から、重度障害者医療費助成制度・老人医療費助成制度の一部自己負担額の月額上限額が3,000円に変更されましたので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、老人医療費助成制度につきましては、令和3年3月31日をもって3年間の経過措置が終了しており、本市独自で老人医療費助成制度を継続することにつきましては、本市の限りある財源の中にあっては困難な状況にありますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>第9項(1)①(健康部健康医療推進課)</p> <p>ハイリスク分娩など命に係わる危険性があり、かかりつけ医では対応できない妊婦の方に対しての夜間・休日診療については、大阪府、大阪市と共同して大阪府周産期医療体制整備事業を実施しており、この事業の中で府内の病院に救急搬送を受け入れてもらう体制を確保しています。</p> <p>小児科の夜間・休日の医療体制については、堺市の外郭団体である(公財)堺市救急医療事業団が堺市こども急病診療センターを運営し、一年を通じて休日・夜間の小児初期診療を行っています。</p> <p>第9項(1)②(健康部健康医療推進課)</p> <p>特定健康診査の検査項目は、メタボリックシンドロームに着目して特定をしており、生活習慣病予防に有効とされる国が定めた項目を中心に実施しています。</p> <p>また、心電図検査については、健診結果が基準に該当した方については、特定健康診査の対象となっています。</p> <p>なお、特定健康診査に係る自己負担額については、平成30年度より無料となっています。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項(1)③(健康部健康医療推進課)</p> <p>本市の実施するがん検診については、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に定められている検査方法、対象者年齢及び実施回数(受診間隔)に基づき実施しており、子宮がん検診及び乳がん検診については、実施回数が2年に1回と定められていることから、偶数年齢時に2年に1回受診していただく制度として実施しております。</p> <p>また、胃・肺・大腸・子宮・乳の5つのがん検診については、令和2年4月から2年間の期間を延長し、自己負担額を無料としており、この機会に、多くの市民に受診をしていただき、以後の定期的な検診の受診につなげていきたいと考えています。</p> <p>第9項(1)④(健康部保健所感染症対策課)</p> <p>高齢者等のインフルエンザ予防接種につきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの併発による重症化予防のため、大阪府において無償化を広域的に実施しましたが、今年度は新型コロナワクチンの接種が進んでいる現状を踏まえ、非課税世帯、生活保護世帯等の市民を除き、令和元年度以前と同様、自己負担額1,500円としております。次年度以降につきましては、大阪府と協力するとともに、新型コロナワクチンの接種状況等を注視してまいります。</p> <p>また、その他の予防接種につきましては、国においてその定期接種化に向けた審議が現在も継続されているところであり、今後も動向を注視してまいります。</p> <p>第9項(2)①(健康部健康医療推進課)</p> <p>国が推進する地域医療構想において、具体的対応方針の再検証を要請された医療機関は本市にはございませんでした。</p> <p>現在のところ入院ベッド数の削減について、国への要望の必要性は生じておりません。今後も、引き続き国の動きを注視しつつ対応してまいります。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項(2)②(長寿社会部介護保険課・国民健康保険課・医療年金課)</p> <p>医療保険で治療を受けた場合、被保険者は、治療に対する一部負担金を支払わなければなりません。その負担が大きくなりすぎないように自己負担限度額が法令に定められており、自己負担限度額を超えた額は申請により事後に支給されます。なお、事前に医療費が高額になると見込まれる場合は、限度額適用認定証を申請いただき、認定証を提示することで、同一医療機関等で支払う同一月の一部負担金が自己負担限度額までとなりますが、この適用区分は、法令に基づき市民税の課税状況に応じて定まっているところであり、被保険者の自己負担の軽減を図っています。</p> <p>介護保険施設等における居住費・食費については、利用者負担の公平性の観点から、介護保険給付の対象外となっていますが、低所得者の方において居住費・食費の負担が過重にならないように、所得に応じた負担限度額を設定し、低所得者の負担軽減を図っております。</p> <p>高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供し、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から、令和3年8月1日から、一定以上の所得のある方に対して、負担能力に応じた負担の見直しが行われております。ご理解、ご協力をお願いします。</p> <p>第9項(2)③(健康部健康医療推進課)</p> <p>大阪府では、大阪府医療計画において、診療科別の必要医師数を独自算出し、医師を始めとした医療従事者確保に向けた取組を進めています。本市においても、大阪府や他域と連携した広域的な医師確保等の取組が必要と考えています。大阪府堺市保健医療協議会等の地域医療に精通した有識者で構成する会議において、地域の実情や課題について協議するなど、効果的な対応を検討していく予定です。</p> <p>国に対しては、医療従事者の確保に向けた勤務環境の改善や資質の向上対策等を要望しています。</p> <p>第9項(2)④(長寿社会部国民健康保険課・医療年金課)</p> <p>入院中の食事に係る費用は、自己負担として標準負担額をご負担いただき、残りを健康保険が負担しています。これは、入院して療養している方と在宅等で療養している方との公平を図る観点から法令に基づき、負担していただいているものです。この標準負担額は、平均的な家計の食費を勘案して厚生労働大臣が定めていますが、住民税非課税世帯の方は、医療機関が「限度額適用・標準負担額減額認定」を受けていることを確認することで、標準負担額の軽減措置を受けることができます。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項(2)⑤(健康部健康医療推進課)</p> <p>かかりつけ医等からの紹介状を持たずに、大学病院や一般病床数が200床以上の地域医療支援病院を受診した場合、初診時・再診時に診療費とは別に「選定療養費」を負担します。この選定療養費は、予防や生活状況全般に対する視点を含め、継続的、診療科横断的に患者を診て、必要に応じて専門病院を紹介するという機能を果たすような、かかりつけ医機能の普及をめざす一環として設けられています。かかりつけ医機能の強化により、大病院への患者集中を避け待ち時間の短縮を図るなど、効果的・効率的な医療提供を実現するため、本市においてもかかりつけ医を持つことを推奨しています。</p> <p>このことについては、市民の皆様にも、ご理解とご協力を賜りたいと考えており、国への要望は予定しておりません。</p> <p>第10項(1)①(生活福祉部生活援護管理課)</p> <p>国は、年末の特別需要については、生活保護制度の期末一時扶助で対応していると判断しております。さらに、夏期については、年末に比較して支給する特段の需要はないという判断から、国は制度として保障していない状況となっております。このため、本市としては、国に対し夏期一時扶助の創設について、これまで同様に伝えてまいります。</p> <p>第10項(1)②(生活福祉部生活援護管理課)</p> <p>小口更生資金については、都道府県社会福祉協議会において実施する生活福祉資金に係る貸付制度の拡充に伴い、本市の小口更生資金に係る貸付制度の利用件数が減少していることから、市民サービスの向上と業務コストとの均衡に鑑み、今後は生活福祉資金に係る貸付制度を活用することとし、本市の小口更生資金に係る貸付制度及びこれに係る基金について定める条例を令和3年6月1日に廃止いたしました。</p> <p>第10項(1)③(長寿社会部長寿支援課)</p> <p>現在、大阪府生活福祉資金(福祉資金)の一環として、低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯の方が居住する住宅を増築、改築、拡張、補修、保全をする場合等に必要な経費の貸付けを行っています。貸付上限額は250万円であり、貸付期間が終了してから6か月の据え置き後、7年以内に償還していただくことになっています。</p> <p>なお、平成21年10月から貸付条件が緩和され、従前は連帯保証人が必要条件で年3パーセントの利子でしたが、連帯保証人を1名設定できる方は無利子、設定できない方は年1.5パーセントの利子とし、据置期間についても従前の3か月から6か月へと拡充しています。</p> <p>この事業は、大阪府社会福祉協議会が大阪府の補助を受け実施している事業であり、堺市内の申込窓口は、堺市社会福祉協議会となっています。ご要望の趣旨については、大阪府に伝えていきます。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項(1)①(長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課)</p> <p>(公社)堺市シルバー人材センターでは、働く意欲のある高齢者の就業の場を確保するため、臨時的・短期的又は軽易な仕事を個人家庭・民間事業所・公共団体等から引き受け、希望や能力に応じて会員に提供しております。</p> <p>また、同センターでは、より多くの高齢者に就業の場を確保することをめざし、多種多様な就業機会の提供など事業拡大に向けた団体の事業計画を策定し、受託業務の受注量の増加に向けた取組に努めています。</p> <p>障害者の働く場の確保など就労への支援については、障害者の就労支援の専門機関として、堺市障害者就業・生活支援センターにおいて、就労を希望する障害者の方の能力や特性を把握した上で、必要に応じて就労支援に携わっている関係機関と連携しながら、就業に向けた支援と就職後も継続してサポートする定着支援を行っているところです。</p> <p>第11項(1)②(障害福祉部障害施策推進課・障害支援課)</p> <p>障害福祉サービスである就労継続支援事業所等では、国の制度として自立支援給付費に加え、送迎人数や送迎頻度に応じて利用者の送迎に対し加算制度があることから、本市では通所に要する交通費の給付は行っていませんので、ご理解ください。</p> <p>第11項(1)③(長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課・障害支援課)</p> <p>障害者給付金及び敬老祝金給付事業については、障害者や高齢者に対する補完・祝福といった役割を果たしてきました。そのような中、本市では限られた財源をより有効に活用しながら、効率的に市民サービスを実施すべく、障害者の自立支援や高齢者への感謝状贈呈などを行う事業へと転換しておりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>第11項(1)④(長寿社会部長寿支援課)</p> <p>堺市高齢者緊急通報システム事業では、緊急通報ボタン及びペンダント式ボタンを利用しています。使用機器については、毎年一定数ずつ購入している状況であり、近年購入しているペンダント式ボタンは防水対応となっています。</p> <p>第11項(1)⑤(障害福祉部障害支援課・長寿社会部長寿支援課)</p> <p>重度障害者福祉タクシー利用助成制度は、重度障害者(児)の社会参加の増進を図るために、利用料金の一部を助成する制度です。</p> <p>本市の財源に限りがある中、現在のところ利用枚数を増やすことなどについては困難ですが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について国に財政措置を講じるよう、今後も引き続き要望を行っていきます。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項(1)⑥(長寿社会部医療年金課)</p> <p>平成25年8月の社会保障制度国民会議の審議結果を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、高齢者医療制度については、医療制度改革の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討するとされています。</p> <p>本市といたしましては、後期高齢者医療制度について、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保していくことが重要であると考えます。今後とも、国に対して、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度を構築するよう、機会あるごとに要望してまいります。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項(1)①(子ども青少年育成部子ども家庭課)</p> <p>本市助産施設につきましては、産科医療機関等が減少する中、市内4医療機関(うち1機関は令和3年12月末をもって休止予定)が実施しており、また、近隣市の助産施設においても実施しています。</p> <p>また、本市の助産制度では、国基準に加えて、各施設で個別に設定されている入通院に係る経費においても原則、対象としています。</p> <p>第12項(1)②(子ども青少年育成部子ども家庭課)</p> <p>入院助産の認定手続きにつきましては、児童福祉法上、経済的な事情により出産が困難な妊産婦を対象としていることから、申請者(妊産婦または扶養義務者)の現況の確認を行う必要があるため、母子健康手帳及び健康保険証の写しの提出、所得についてはマイナンバーによる確認や課税証明書の提出により手続しています。</p> <p>第12項(1)③(子育て支援部待機児童対策室)</p> <p>本市では待機児童解消を最重要施策の一つとして位置付け、認定こども園や小規模保育事業所の新設などにより、保育を必要とする児童に対する受入れ枠の整備を進めてきました。</p> <p>その結果、令和3年4月1日に、初の待機児童数0人を達成しました。今後も引き続き、保育需要の動向を見極めながら、必要な受入れ枠の確保に努めます。</p> <p>第12項(1)④(子ども青少年育成部子ども育成課・子育て支援部幼保推進課)</p> <p>児童福祉法や子ども・子育て支援法のもと、より多くの保育を必要とする子どもが利用できるよう幼保連携型認定こども園をはじめとした受け入れ枠の整備を進めています。</p> <p>保護者の妊娠・出産、疾病及び介護、災害復旧など、緊急その他やむを得ない理由で他に保育の代替となるものが全くない場合については、緊急一時保育として、認定こども園や保育所等を利用することが可能となっており、引き続き、制度の適切な運用に努めます。</p> <p>病児保育施設は、令和2年3月に策定しました「堺市子ども・子育て総合プラン(第2期堺市子ども・子育て支援事業計画)」において、病児保育に係るニーズ量の将来推計に基づき、5か所の施設を設置するとしています。現在、堺区・中区・西区・南区・北区に各1か所設置しており、ニーズ量に対する設置計画数を満たしています。病児保育施設がない東区・美原区については、医療機関(小児科)併設型の病児保育を実施できる医療機関がないなど設置が困難な状況であるため、平成30年3月から市内全域をカバーする訪問型の病児保育事業を実施しています。さらに、ニーズの高い北区の施設の定員増を図るなど、本事業を必要な時にご利用いただけるよう事業の充実に努めています。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項(1)(商工労働部産業政策課)</p> <p>中小・小規模企業は、地域経済と雇用を支える重要な存在であると認識しております。</p> <p>そうした認識のもと、「堺市基本計画2025」や「堺市産業振興アクションプラン」などにより、大きな方向性や具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。</p> <p>今後とも、中小・小規模企業の実態に適切に配慮しながら、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に、中小・小規模企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>第13項(2)①(商工労働部ものづくり支援課)</p> <p>地場産業・伝統産業の事業継続と発展には、販路拡大や後継者育成を支援することが重要であり、各産地組合が行う販路拡大や後継者育成などの取組に対して補助金を交付し、産地組合と連携して事業活動を支援することにより、地場産業・伝統産業の振興に努めております。</p> <p>また、首都圏における販路開拓として展示会への出展を支援しているほか、海外販路開拓として、フランスでの展示会出展を行っています。</p> <p>さらに、職人の高齢化や後継者不足への対応として、新たに従業員を雇用し後継者育成に取り組む事業所に対して補助金を交付し、後継者の確保を支援するとともに、未来を担う若手人材を対象にした交流会を開催し、新たな取組を生み出す機会を提供しております。このほか、伝統産業・地場産業における優れた技術を継承・発展させるため、卓越した技能を有する方を堺市ものづくりマイスターとして認定しています。</p> <p>また、堺伝統産業会館では、体験・学習・展示コーナーの設置や、ものづくりの実演・体験などのイベントを随時実施するなど、堺の地場産業・伝統産業の認知度を高め、魅力を発信する取組を行うとともに、同会館2階の堺刃物ミュージアムを改装し、堺の代表的な伝統産業である刃物をより身近に感じてもらう施設として、一部リニューアルしました。</p> <p>今後とも、地場産業・伝統産業の現況や課題を把握しながら振興・育成に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項(2)②(商工労働部ものづくり支援課)</p> <p>本市の制度融資では、市内中小企業者の資金調達を円滑に進めるため、信用保証協会を保証機関とする融資以外にも、堺市産業振興センターを保証機関とする多様な融資メニューも設けています。</p> <p>具体的には、市内中小企業者の設備投資等の資金需要に対応する制度として、「中小企業活力強化資金融資」を実施しているほか、新たに事業を営むために必要な準備を行っている方、または事業開始後6か月未満の方等の資金需要に応えるため「堺市創業者支援資金融資」を実施し、創業の際に必要な運転資金や設備資金の融資を実施しています。</p> <p>両制度は、市が信用保証料を全額負担しており、前向きな経営を推進する中小企業者にとって利用しやすいものと考えております。</p> <p>また、厳しい経営環境にある市内中小企業者を支援するために「堺市経営安定特別資金融資」を実施していますが、当該融資制度は、売上高が減少している場合等に利用できるセーフティネット融資としての側面も備えており、数多くの中小企業者の方からご利用いただいています。</p> <p>こちらの融資制度については、今年度から事業承継資金に係る融資の保証料を中小企業者に代わり市が負担する制度を全業種を対象となるよう拡充するなど、制度の拡充を行いました。</p> <p>その他、信用保証協会を保証機関とする制度融資も実施しており、多様な資金ニーズに対応するため、種々の融資メニューを設けております。</p> <p>今後とも、中小企業を取り巻く経済情勢と企業の経営実態に即した利用しやすい融資制度の構築に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（交通部公共交通担当）（健康福祉局生活福祉部生活援護管理課・障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>おでかけ応援制度は、日常的な外出機会に乏しい高齢者層の社会参画を促すことに加え、そのことによる公共交通の利用促進を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車に1乗車100円でご利用できる制度です。これまで、利用日や利用回数などの拡充を実施してきており、多くの方にご利用いただいておりますが、受益者負担の観点から無料化については難しいと考えています。今後とも制度の趣旨を踏まえ利便性の良い、おでかけ応援制度の運用に努めます。</p> <p>生活保護受給者の日常生活における交通費につきましては、現行制度上は、日常生活の需要に含まれるものとみなされております。</p> <p>なお、通院や求職活動等のための交通費につきましては支給対象となる場合がありますが、支給のための要件もありますので、具体的に必要な場合には事前にご相談ください。</p> <p>なお、身体障害者及び知的障害者に対しては、JRや私鉄各社において、旅客運賃の割引制度を設けております。バスにつきましても、バス会社によって適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。また、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは、各交通機関にお問い合わせください。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（経営企画室）</p> <p>これまで、水道料金は、大阪広域水道企業団の水道用水供給料金の引下げによる負担減少分を還元するため令和元年12月から水道の従量料金を引き下げ、下水道使用料についても、経営改善の取組みにより、平成29年10月から基本使用料を引き下げたところです。</p> <p>近年の上下水道事業を取り巻く経営環境の変化に対応するため、本市では現在、令和5年度を開始年度とする「(仮称)堺市上下水道ビジョン」を策定中です。</p> <p>ビジョンの検討にあたり策定した、中長期の見通しにおいて、水道事業では、人口減少により水道料金収入が減少していく一方、施設の老朽化に伴う更新需要や耐震化対策に係る費用の増大により、純損益と累積資金の赤字の発生が見込まれ、下水道事業では、過去に集中的に整備した際に借りた企業債償還金の負担が今後も下水道事業会計を圧迫する状況が続く見込みです。</p> <p>このように、上下水道事業とも、厳しい経営環境が想定されるため、今後も引き続き、安定的な上下水道サービスを維持できるよう、基盤強化に向け、経営改革に取り組んでいくとともに、適正な料金体系・制度の見直しを検討していきます。</p> <p>次に、低所得者や生活保護世帯に対する水道料金並びに下水道使用料の減免制度の実施についてお答えします。</p> <p>水道事業並びに下水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき、事業の経費は当該事業の経営に伴う収入をもって充てる、いわゆる独立採算制を基本としており、サービスの提供に要する経費負担をその受益者に求めるという受益者負担の原則により、利用者間の負担の公平性を図るとともに、財政の自主・自立を確保することで、効率的な事業運営をめざしております。</p> <p>このように、独立採算制の下で経営を行う場合において、ご要望のように一部の方を対象とした水道料金並びに下水道使用料の免除制度を実施すれば、当該制度による減収分を、結果的に他の市民のみなさまに転嫁することとなるため、受益者負担の公平性の観点から適切でないと考えております。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項(1)①(学校教育部学校指導課・総務部総務課)</p> <p>教科用図書の採択に当たって、本市では、文部科学省からの通知や学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえて採択基本方針を策定し、その方針に基づいた調査研究を実施し、適正かつ公正に教科用図書を採択しています。</p> <p>また、入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱につきましては、学習指導要領に則って適切に実施するように指導しています。</p> <p>平成11年に「国旗及び国歌に関する法律(平成11年法律第127号)」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、また国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。現在、この基本方針に沿って学校園施設等においても国旗の掲揚を行っています。</p> <p>第16項(1)②(学校管理部学校施設課)</p> <p>体育館の耐震化については平成23年度に、学校園の校舎(園舎)の耐震化については平成26年度に完了しており、体育館の天井等落下防止対策についても平成27年度に完了しています。今後も子どもたちが安全・安心に過ごせる良好な教育環境整備のため、安全確保を最優先に取り組みます。</p> <p>第16項(1)③(学校教育部支援教育課・学校管理部学校施設課・総務部学務課)(建築都市局交通部公共交通担当)(建設局道路部連続立体推進課)</p> <p>本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」に基づき、校舎の新築や改築等に合わせてエレベーター設置を行っています。障害のある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、学級の状況や児童生徒の障害の状況を鑑みながら、関係課と連携し、必要な措置を講じます。</p> <p>通学路のバリアフリー化につきましては、今後も関係課と連携し、取り組みます。</p> <p>市内鉄道駅のバリアフリー化につきましては、連続立体交差事業中の2駅(南海本線諏訪ノ森駅、浜寺公園駅)を除く27駅においてエレベーターもしくはスロープの設置による段差解消や、多機能トイレ、視覚障害者誘導ブロックの整備が完了している状況です。</p> <p>連続立体交差事業につきましては、令和9年度末の事業完了をめざし鋭意取り組んでおり、その際には現在事業中の2駅についても、上記のようなバリアフリー化を完了する予定です。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項(2)①～④(3)①②(総務部学務課)</p> <p>就学援助制度については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止される中、援助内容の継続を図るため、現在の所得認定基準及び給付内容で実施しています。</p> <p>今後も、国に対し就学援助費に係る財政措置の充実について要望します。</p> <p>第16項(2)⑤⑥(学校教育部学校総務課)</p> <p>要保護及び準要保護の児童及び生徒に係る医療費の対象疾病について、児童及び生徒を取り巻く環境等の変化に応じたものに改善するよう、今後も機会をとらえて国に要望していきます。</p> <p>医療券につきましては、診療医療機関等から本市への請求書を兼ねております。診療医療機関等の診療報酬明細書請求の単位が1か月であるため、医療券の発行も診療報酬明細書と同様に1か月ごととしています。</p> <p>第16項(2)⑦(学校管理部学校給食課・中学校給食準備室)</p> <p>小学校給食については、単独調理場方式で行っています。</p> <p>中学校給食については、全員喫食制の中学校給食の実施に向け、「堺市中学校給食実施方法等調査」の結果をもとに、有識者等で構成される「堺市中学校給食検討懇話会」からの意見をふまえ、高度な衛生管理が徹底できること、同時期に一斉早期に開始できること、安全安心な給食を安定的に提供できること等の理由から、給食センター方式の導入を令和2年3月に決定いたしました。現在、令和3年10月に策定した「堺市中学校給食改革実施計画」に基づき、全員喫食制の中学校給食を令和7年度に開始することをめざし、取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第74号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（産業振興局商工労働部産業政策課）</p> <p>本市の副首都推進本部への参画については、大阪府、大阪市と連携を図り、大阪全体の成長・発展に向けた戦略等を検討し、本市の成長につなげていくことを目的としたものです。同本部への参画により、引き続き連携を強化し、本市における成長に向けた取組を推進していく必要があると認識しています。</p> <p>カジノを含む統合型リゾート（IR）については、平成30年「特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）」が制定され、令和2年に国において基本方針が示されました。大阪府・大阪市においては、令和3年3月に「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 実施方針」が公表され、9月に設置運営事業予定者の選定が行われましたが、本市はIR誘致には関わっていません。</p>			

番 号	陳情第74号	所管局	市政集中改革室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（市政集中改革室行革推進担当）（建築都市局都市再生部堺駅エリア整備担当・ベイエリア推進担当）</p> <p>本市では、社会保障関係費などの歳出が増加し続ける一方で歳入が伸び悩み、市独自の住民サービスなどの拡充などより、平成28年度以降は、恒常的に基金を取り崩すことで歳入不足を補いながら財政運営を行っています。</p> <p>令和3年2月に公表した財政収支見通しでは、毎年度40億円から50億円程度の収支不足が見込まれ、財政危機からの脱却に向けた取組に着手せず、このまま推移すれば、いずれ基金が枯渇する見込みとなっており、現在実施している様々な行政サービスに甚大な影響を及ぼします。</p> <p>このような事態を防ぐため、市政全般にわたる抜本的な改革を行い、収支均衡を図る必要があることから、「堺市財政危機脱却プラン（案）」においては、すべての事業について、社会情勢に照らし必要性や公益性が低下していないか、目的達成に最善の手法であるか、経費に見合う効果をあげているかなどの観点から検証のうえゼロベースで見直しを行い、見直しが市民生活に及ぼす影響が大きい場合は、代替事業や激変緩和措置を検討することとしています。</p> <p>また、本市が持続可能な都市経営を実現するためには、魅力的な都市となることで人や投資を呼び込み、税収等を「稼ぐ力」をつける必要があると考えています。</p> <p>ベイエリアの活性化については、親水護岸の整備された堺旧港など、海辺の魅力を活かした居心地の良い空間を、民間活力を活用しながら形成することで、より多くの市民、来訪者の訪れる魅力あるエリアにしていくことをめざしています。これにより更なる民間投資を呼び込み、地域経済が活性化されることにより、都市魅力が向上し、都市ブランドが形成され、その波及効果が堺市全体の活性化にもつながると考えています。</p> <p>大阪府などと連携しながら将来像を示し、また、民間活力の活用や大阪府などとの役割分担により、市の財政負担が極力少なくなる形でベイエリアの活性化を図りたいと考えています。</p> <p>今後、危機的な財政状況から脱却し、市民の皆さまが安心して暮らしていただけるよう、抜本的な改革に取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第74号	所管局	ICTイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（ICTイノベーション推進室）</p> <p>マイナンバー法やマイナンバーを利用する各事務制度の根拠法の政省令などにより、各窓口 に提出される申告書や届出書等の書類にマイナンバー・法人番号を記載することが義務付けら れる手続きにおいても、記載されないことにより申告書を不受理とすることは定められていま せん。</p> <p>申請書などにマイナンバーを記載することが各制度における法的な義務がある場合において はその旨を説明し、記載を求めますが、記載がない場合は、マイナンバー法第14条第2項に 基づく住民基本台帳ネットワークの利用などによりマイナンバーを確認します。</p>			

番 号	陳情第74号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（人事部人材開発課）（財政局契約部調達課）</p> <p>本市においては、憲法に定める国民の権利や義務を十分に踏まえ日々の業務にあたるよう、職員に対して法律研修や人権研修を実施しています。また、公務員は全体の奉仕者であると規定されていることから、堺市職員としてこのことを念頭に市政や業務にあたることは当然のことであると認識しており、公務員倫理研修を通じてその徹底を図っています。今後も引き続き職員研修の充実により、日本国憲法への理解を深め、市政や業務に活かせるよう努めてまいります。</p> <p>また、本市が発注する委託契約の受託者に対して、業務委託契約書のなかで、日本国の法令遵守を規定しているところであり、これら関係法令の遵守について、引き続き徹底を図ってまいります。</p>			

番 号	陳情第74号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（契約部契約課・調達課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課）</p> <p>本市では、予定価格250万円以下の少額工事・修繕案件の業者選定において、規模や難易度等によっては、現状、建設工事に係る有資格者名簿のほか、物品調達に係る有資格者名簿、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿からも選定しています。</p> <p>このように、建設業許可を有していない事業者は、建設業許可を要しない物品調達、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿に登録していただくことにより、小規模な修繕、改修等の契約が可能となるため、小規模工事希望者登録制度を導入しなくとも、公共工事における市内中小企業の受注機会の確保という目的を充足することができるものと考えています。</p> <p>今後も競争性、公平性及び適正履行の確保に留意しつつ、地元企業の受注機会の確保に向けた取組を推進します。</p>			

番 号	陳情第74号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>納付が困難な世帯については、可能な限り保険料の減免や猶予の制度をご活用いただき、ご事情に応じた適正な納付額・納付計画となるよう、対応しています。</p> <p>また、資格証明書、短期保険証の発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>第7項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。</p> <p>傷病手当金の支給については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資するため、国から緊急的・特例的な措置として傷病手当金の支給に要した費用の全額について財政支援を行う旨が示されたこと等を踏まえた特例的な措置として実施しているところです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に限定しない形での傷病手当制度については、国保には多様な就業形態の被保険者が加入しており、被保険者間の公平性等、様々な課題があると認識しています。</p>			

番 号	陳情第74号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（商工労働部産業政策課）</p> <p>小規模な住宅改修工事に対する補助制度、いわゆる住宅リフォーム助成制度については、一定の意義はあると考えておりますが、特定業種支援についての公平性や個人財産への公的資金の導入の妥当性などの課題があると認識しております。</p>			

番 号	陳情第74号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（都市再生部ベイエリア推進担当）</p> <p>将来に向けて、本市の有する都市資源を活かし、都市魅力を高めていくことが重要と考えています。都心の鉄道駅から徒歩圏に位置し、親水護岸が整備された美しい海辺を有する堺旧港など、ベイエリアの持つポテンシャル、海辺の魅力を活かし、居心地の良い交流空間を、民間活力を活用しながら形成することで、より多くの市民、来訪者の訪れる魅力あるエリアにしていくことをめざしています。</p> <p>また、大阪府、大阪市、大阪湾沿岸市町と連携のもと、大阪ベイエリアの魅力や将来像を示しながら、民間活力を活用してベイエリアの活性化を図ります。</p> <p>第10項（都市再生部堺駅エリア整備担当）</p> <p>本計画は、堺旧港周辺の回遊性を高め、誰もが海を眺めながら安全に散策できるパブリックアクセスを充実させ、魅力的な賑わい空間を創出し、多くの来訪者が海辺で憩い、海を眺める魅力的な交流空間の形成を図ることを目的に、事業者からの提案により、事業者が施設整備、管理運営するものとしています。</p> <p>第11項（交通部公共交通担当）</p> <p>おでかけ応援制度の見直しは、令和3年2月に発出した「堺市財政危機宣言」を受け、全ての事業を総点検する中で、時代背景に応じて対象年齢を見直すことで、当制度を存続するものです。</p> <p>当制度は日常的な外出機会に乏しい高齢者層の社会参画を促すことを目的としていますが、平成16年の制度創設以来、高齢者の就業率等の社会参画の状況、体力・健康の状況は大きく改善し、現在の65歳～69歳の方は、制度創設当時の60歳～64歳と同水準となっています。</p> <p>このように、高齢者を取り巻く社会情勢などを踏まえ、目的に沿った形で対象年齢の見直しを行うものです。</p> <p>なお、令和3年度末時点で65歳以上の方（昭和32年4月1日以前生まれの方）は、引き続きおでかけ応援制度を利用することができます。</p>			

番 号	陳情第74号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（総務部学務課）</p> <p>就学援助につきましては、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止される中、援助内容の継続を図るため、現在の認定基準で実施しています。</p>			

番 号	陳情第75号	所管局	健康福祉局
件 名	児童発達支援センターの充実について		
<p>第1項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>職員配置につきましては、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけて実施しており、今後も国基準を念頭に置き、適正な職員配置に努めていきます。</p> <p>本施設の運営につきましては、現在、指定管理者を5年おきに指定しており、平成31年4月から令和6年3月まで堺市社会福祉事業団を指定しています。令和6年度以降の指定につきましても、当該施設の特性を十分に踏まえ、関係課等と調整します。</p> <p>第2項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>単独通園につきましては、令和元年度から4・5歳児の日数を週1日から週2日に増やしています。</p> <p>今後も単独通園の日数につきましては、職員配置も含め指定管理者と協議してまいります。</p> <p>第3項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>現在、児童発達支援センターでは15名のセラピストを配置し、リハビリを実施しており、卒退園後につきましても、地域の小学校や障害児通所支援事業所と連携しながら、一定期間、リハビリをご利用いただいています。</p> <p>今後も、児童発達支援センターにおける療育の中で、より良いサービスを効率的に提供できるように、リハビリの実施時期や回数等について、引き続き、指定管理者と協議してまいります。</p> <p>第4項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>令和元年度以降の指定管理料において、送迎バスの増車に伴うバス借上料と、添乗する保育士の人件費の増額分を見込んで積算し、指定管理者において、平成31年4月からジャンボタクシーを1台増車しました。</p> <p>また、送迎ルートにつきましても、長時間乗車する園児ができる限り少なくなるように、指定管理者において毎年見直しを行っています。</p> <p>今後も、通園バスの運行につきましては、安全な運行を確保し、園児と保護者の皆さんにできる限り負担がかからないよう、引き続き検討してまいります。</p> <p>第5項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>堺市立南こどもリハビリテーションセンターの施設の老朽化等に伴う設備改修につきましては、必要性や緊急性等を検討し、計画的に改修を進めているところです。</p> <p>令和3年度は、同センターの中央監視設備更新工事及び空調制御装置等更新工事設計を予算化しています。</p> <p>今後も同センターの設備改修につきましては、必要性や緊急性等を検討しながら計画的に進めてまいります。</p>			

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局
件 名	受動喫煙対策について		
<p>(健康部健康医療推進課) (子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課)</p> <p>改正健康増進法の施行に関する国のQ&Aによると、児童福祉法における児童福祉施設は全て第一種施設に該当するが、母子生活支援施設の個人の居住スペースのように「人の居住の用に供する場所」がある場合は、当該場所は適用除外の場所となります。</p> <p>そのため、市としては、施設に対して法や条例の趣旨を丁寧に伝え、また、居住スペースでの喫煙により入所者の受動喫煙につながらないよう対応を求めており、施設も入居する喫煙者に他の入居者に対する配慮を指導していると聞いています。</p> <p>引き続き、児童福祉施設での受動喫煙の機会がゼロとなるよう、施設に対して適切に指導してまいります。</p> <p>また、母子生活支援施設を含む児童福祉施設内の受動喫煙ゼロの義務規定を盛り込んだ条例については、施設に対する指導状況を確認しつつ、他自治体における条例の実施状況等を研究してまいります。</p>			

番 号	陳情第77号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（健康部健康医療推進課・健康部保健所感染症対策課）</p> <p>医療体制について、病床及び宿泊施設の確保は、大阪府が一元的に行っています。本市としましては、医師会等の関係機関と連携し、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、引き続き大阪府と協力して対応してまいります。</p> <p>本市の公立病院である堺市立総合医療センターは、災害拠点病院や感染症指定医療機関として位置付けられており、市民の命を守る基幹病院として、他の医療機関と協力しながら医療提供体制の充実を図っています。</p> <p>検査体制については、従来の衛生研究所における検査の他、民間検査機関を活用することにより、2,300/日を超える検体についても効率的に検査できる体制を確保しています。引き続き必要な方に迅速に検査を受けていただくためには、検査体制のさらなる充実が欠かせないと考えており、衛生研究所を始め、医療関係機関や民間検査機関等と連携し、体制の充実に向けて、継続的に取り組んでまいります。</p> <p>本市では、堺市医師会など関係団体と協力して新型コロナウイルスワクチンの接種を進めており、すでに接種対象者の約8割の方が2回の接種を完了したところです。12月1日からは、1回目・2回目の接種に加え、2回目の接種から原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象に、追加接種（3回目接種）を実施します。引き続き、関係団体の協力を得て必要な接種体制を確保し、接種を希望する市民の皆様が安心して速やかに接種を受けられるよう取り組んでまいります。</p> <p>特定健康診査の検査項目は、メタボリックシンドロームに着目して特定をしており、生活習慣病予防に有効とされる国が定めた項目を中心に実施しています。また、胃・肺・大腸・子宮・乳がんの5つのがん検診については、令和2年4月から2年間の期間を延長し、自己負担額を無料としており、この機会に、多くの市民に受診をしていただき、以後の定期的な検診の受診につなげていきたいと考えています。</p>			

番 号	陳情第77号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。</p> <p>子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料の5割軽減措置制度について令和4年度からの導入が示されています。本市としては、国が示す対象年齢、減額割合により実施する予定ですが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、財政負担により対象となる年齢及び軽減割合の拡大を国に要望してまいります。</p> <p>資格証明書、短期保険証の発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。なお、新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の受診においては、厚生労働省通知により、資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこととされています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対する保険料減免については、国の通知に基づき対応しています。申請に際しては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対する保険料減免と、従来の所得減少に係る保険料減免のうち、その額が大きい方を適用できるように、必要な書類を提出いただいております。各世帯の状況に応じて保険料負担をできる限り軽減するための措置でありますので、ご理解ください。なお今年度は、手続において提出いただく書類を見直し、申請時の負担軽減を図りました。また、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対する保険料減免のみを希望し、従来の所得減少に係る保険料減免との比較を希望しない方については、比較に必要な書類の添付を不要とする運用を行っています。</p> <p>一部負担金の減免制度については、「大阪府国民健康保険運営方針」において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成30年度から府内統一基準を導入しました。本市では、平成29年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることとの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。一部負担金減免制度については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載するとともに、区役所窓口においても、制度の案内を行い、周知に努めています。今後も窓口対応においては、親切で丁寧な説明を行うよう努めていきます。</p>			

番 号	陳情第77号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（長寿社会部介護保険課・長寿支援課・障害福祉部障害支援課）</p> <p>介護保険制度は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を定めることとされています。</p> <p>本市では、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな保険料段階区分を設定し、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう料率を設定しております。今後も、被保険者の負担に配慮し、安定的な介護保険制度の運営に努めます。</p> <p>加齢性難聴は、社会問題の一つであり、本市においても相談窓口などで、コロナ禍によるマスク着用やアクリルパネル設置の影響も加わり、その対応が課題となっています。</p> <p>難聴に関する自覚や変化への気づきから適切なケアや医療につなぐことは、難聴に起因する認知症などの二次的な機能低下の予防にもつながることから、様々な機会をとらえ、本人や、高齢者を支援するケアマネジャー等への啓発に取り組んでいきます。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p> <p>第4項（長寿社会部医療年金課）</p> <p>本市の子ども医療費助成制度における一部自己負担については、平成16年11月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1医療機関当たり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいています。</p> <p>また、平成18年7月からは、1か月当たりの負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者1人につき1か月当たり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいています。</p> <p>このように、本市子ども医療費助成制度における一部自己負担については、府内統一ルールに基づき、実施しているため、完全無料化については、市単独では困難であると考えています。</p>			

番 号	陳情第77号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課）</p> <p>本市では、障害のある方の暮らしの場として、高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活基盤となるグループホームの量的な拡大と機能強化を進めています。量的な拡大としては、新たなグループホームを整備する際に国庫補助金に上乗せをして整備費の加算を行っているほか、初度設備に対して補助を行い、事業者負担の軽減を図っています。また、機能強化としては、介護の度合や医療的ケアのニーズが高い重度障害者に対して、手厚い支援体制ができるよう生活支援員の増員及び看護職員の配置に要する経費を補助しています。</p> <p>令和3年度からは、グループホームにおいて、日常的に医療的ケアを必要とする重度障害者への支援体制の拡充を図るため、補助対象に看護資格を有する生活支援員の加配に要する経費を追加し、さらなる機能強化を行っています。</p> <p>そのほか、重度の障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、ショートステイにおいても、強度行動障害や重度心身障害がある方、医療的ケアを必要とする方を受入れた場合に加算を実施するなど機能強化を図っています。</p> <p>今後も、障害のある方が地域で安心して暮らし続けていくことのできる体制の確保に努めていきます。</p> <p>第6項（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>人員配置については、適正な生活保護の実施を行うため、社会福祉法に基づく「標準数」のケースワーカーを確保することが非常に重要であるという認識に立ち、正規職員によるケースワーカーの増員に努めてまいります。また、ケースワーカー業務の重要性を十分認識し、専門性確保の観点から福祉職採用を継続的に実施するとともに、ケースワーカーの質の向上を図るため、各種研修を充実させるなど法令遵守の丁寧な窓口対応に努めております。</p> <p>扶養照会については、国の通知では、扶養の可能性の調査における聞き取りの中で、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合は、その理由について特に丁寧に聞き取りを行うこととされており、本市としては、国通知の趣旨を踏まえ、扶養の可能性の調査に当たっては、より丁寧に生活歴や扶養義務者との関係等を聞き取り、扶養義務の履行が期待できると判断された者に対して扶養照会を実施しております。</p>			

番 号	陳情第77号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・学校管理部学校施設課・学校給食課・中学校給食準備室・総務部学務課）</p> <p>本市では現在、小学校において1・2年生で35人以下の学級編制、「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校3年から6年において38人以下の学級編制を行っています。また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。</p> <p>また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。</p> <p>就学援助については、<u>準要保護者</u>に対する国庫補助制度が廃止される中、援助内容の継続を図るため、現在の認定基準で実施しています。</p> <p>学校給食に要する経費のうち、食材料費については、学校給食法に基づき<u>保護者</u>の方々のご負担をお願いしています。</p> <p>中学校給食については、令和2年3月に「全員喫食制の中学校給食の実施に向けた基本的な考え方」において、現在中学校では選択制給食を実施していますが、給食センター方式による全員喫食制給食へと移行することを決定し、令和3年10月に策定した「堺市中学校給食改革実施計画」に基づき、全員喫食制の中学校給食を令和7年度に開始することをめざし、取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第78号	所管局	建築都市局
件 名	交通対策について		
<p>第1項（交通部公共交通担当）</p> <p>ご要望について南海バス株式会社によりますと、「晴美台回りの、右回り・左回りの運行本数・時間帯につきましては、お客さまの流動や、泉ヶ丘駅を起点としたその他路線のネットワーク全体のバランスを考慮して決定しております。右回り・左回りの運行時間帯・運行バランスの変更については、多くの客さまの利便性にかかわることから、慎重な対応が必要と考えております。晴美台左回りを運行していない時間帯については、1時間に1～3便あります222系統の金剛行をご利用ください。今回、頂きましたご要望については、今後のダイヤ作成における研究課題として承らせて頂きます。」とのことです。</p> <p>本市としましては、引き続き、事業者と協力しながらバスの利便性向上に取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第78号	所管局	建設局
件 名	交通対策について		
<p>第2項（土木部南部地域整備事務所）</p> <p>当該路線は令和2年に沿道住民の要望を受けて一部、舗装補修を実施しました。また令和3年には、大型車両などに対する振動・騒音対策として、減速を促すための路面標示や啓発用電柱幕の設置などを実施しました。当該路線のその他区間においても、今後、舗装更新を順次進めていきます。</p> <p>また、当該路線においてバスを運行している南海バスに対しては、速度順守などの交通ルールを順守するよう、今後も引き続き、働きかけます。</p> <p>第3項（サイクルシティ推進部自転車環境整備課）</p> <p>自転車の通行環境の整備について、令和4年度までは優先的に整備を進める路線を定めた「堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン50km」を中心に整備を進めており、当該路線は含まれておりません。</p> <p>令和5年度以降も自転車通行環境の整備は予定しており、当該路線を含む南区の自転車通学路線についても整備対象路線として検討していきます。</p>			

番 号	陳情第79号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第1項（交通部公共交通担当）</p> <p>バス路線の新設など運行に関することは経営面などから事業者の判断において行われるものと考えており、南海バス株式会社によると、「現在、城山台を運行する路線『城山台回り（泉ヶ丘駅～城山台）』を梅美木多駅経由に変更した場合、①速達性の低下、②所要時間の増加に伴う費用増が見込まれる、①と②の合計に見合う収入増が見込めず、本系統の事業性・採算性が悪化することが予測されますので、経路変更自体は困難と考えます。また、泉北ニュータウンには多数バス系統があり、本系統のみ限定して経路を決定するものでもないと考えております。泉北ニュータウンの全体は、もとより、堺市全体を鑑みて総合的・体系的にバス路線網を構築していくものでもあると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。」とのことです。</p> <p>市としましては、今後とも事業者と協力しながら、公共交通の利便性向上に取り組めます。</p> <p>第2項（交通部公共交通担当）</p> <p>南区の公共交通の利便性向上を求める要望についてはその内容を検討し、交通事業者と連携しながら可能な限り公共交通の利便性向上に努めます。</p> <p>第3項（交通部公共交通担当）</p> <p>本市では、以前、各区内を巡回する「ふれあいバス」と「みはらふれあい号」を運行していましたが、路線バスとの重複が多く、利用が低調であったことなどから、平成25年6月末日をもって廃止した経緯があります。市としましては、ニュータウン地域の活性化の進捗やバス需要の動向を見据えながら、事業者と路線バスの利便性向上を働きかけていきます。</p> <p>第4項（交通部公共交通担当）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課）</p> <p>おでかけ応援制度の見直しは、令和3年2月に発出した「堺市財政危機宣言」を受け、全ての事業を総点検する中で、時代背景に応じて対象年齢を見直すことで、当制度を存続するものです。</p> <p>当制度は日常的な外出機会に乏しい高齢者層の社会参画を促すことを目的としていますが、平成16年の制度創設以来、高齢者の就業率等の社会参画の状況、体力・健康の状況は大きく改善し、現在の65歳～69歳の方は、制度創設当時の60歳～64歳と同水準となっています。</p> <p>このように、高齢者を取り巻く社会情勢などを踏まえ、目的に沿った形で対象年齢の見直しを行うものです。</p> <p>なお、令和3年度末時点で65歳以上の方（昭和32年4月1日以前生まれの方）は、引き続きおでかけ応援制度を利用することができます。</p> <p>今回の見直しと併せて、健やかな生活習慣の形成、介護予防の推進、社会参加の促進など、高齢者の健康増進施策の充実を図ります。</p>			

番 号	陳情第80号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>(交通部公共交通担当) (健康福祉局長寿社会部長寿支援課)</p> <p>おでかけ応援制度の見直しは、令和3年2月に発出した「堺市財政危機宣言」を受け、全ての事業を総点検する中で、時代背景に応じて対象年齢を見直すことで、当制度を存続するものです。</p> <p>当制度は日常的な外出機会に乏しい高齢者層の社会参画を促すことを目的としていますが、平成16年の制度創設以来、高齢者の就業率等の社会参画の状況、体力・健康の状況は大きく改善し、現在の65歳～69歳の方は、制度創設当時の60歳～64歳と同水準となっています。</p> <p>このように、高齢者を取り巻く社会情勢などを踏まえ、目的に沿った形で対象年齢の見直しを行うものです。</p> <p>なお、令和3年度末時点で65歳以上の方(昭和32年4月1日以前生まれの方)は、引き続きおでかけ応援制度を利用することができます。</p> <p>今回の見直しと併せて、健やかな生活習慣の形成、介護予防の推進、社会参加の促進など、高齢者の健康増進施策の充実を図ります。</p>			

番 号	陳情第81号	所管局	教育委員会事務局
件 名	教育環境の整備について		
<p>第1項、第2項（学校管理部学校施設課）</p> <p>小・中学校の普通教室、支援教室、音楽室、図書室、コンピュータ室については、エアコン設置を完了しています。中学校の理科室、調理室、美術室については今年度の夏に供用開始し、小学校の理科室、家庭科室については令和4年度の夏に供用開始ができるよう整備を進めています。その他の特別教室等については、関係部局と連携し調査研究を進めており、引き続き各学校の使用状況や国の動向、他市の状況などを注視し、良好な学校施設の環境改善に取り組めます。</p>			

番 号	陳情第82号	所管局	教育委員会事務局
件 名	公立幼稚園について		
<p>第1項（教育センター能力開発課）</p> <p>市全体の幼児教育の質の向上に向け、堺市幼児教育基本方針（改訂版）において、存置する公立幼稚園については、これまでのノウハウをいかした研究実践園としての役割を明確にし、また、保育の充実を図るべく3年保育及び預かり保育を実施することを示しました。現在、本方針に基づき、各園で概ね2年間をスパンとした研究テーマを設定し、公開保育の実施等により、民間施設等と共に学びあう拠点となるよう、幼児教育センターも連携しながら計画を進めています。今年度から、研究実践に係る消耗品の配当、専門家の派遣も含めた指導助言や成果発信のコーディネートなどの支援も行っており、今後も検証を行いながら、研究実践の充実に向けた方策等について検討します。</p> <p>第2項（教育センター能力開発課・教職員人事部教職員人事課）</p> <p>存置する4園については、研究実践園としての役割や支援を要する子どもたちが増えている状況等をふまえた園運営の課題等について検討します。</p> <p>第3項（学校管理部学校施設課）</p> <p>施設や設備の整備については、存置する4園において、3年保育と預かり保育の実施に伴い空調設備（エアコン）の設置を完了するなど、必要に応じて整備を行っています。今後も必要な整備を行うことで教育環境の向上を図ります。</p> <p>第4項（教育センター能力開発課・学校管理部学校給食課）</p> <p>幼稚園給食の実施については、課題の一つと考えています。</p> <p>幼児期において、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味関心を通じて自ら進んで食べようとする気持ちが育つよう、公立幼稚園ではお弁当をはじめ様々な機会を捉え食育を行っています。</p> <p>第5項（教育センター能力開発課・教職員人事部教職員人事課）</p> <p>閉園予定園の最終年度については、園児が少人数であっても小学校以降の子どもの発達を見通しながら教育活動を展開し、幼稚園教育において育みたい資質・能力を一体的に育ていけるよう、円滑な園運営に向けて総合的な観点から体制を検討します。また、他園交流などの教育活動の展開を図ります。</p>			

番 号	陳情第83号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業の運営は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号。以下「条例」という。）に基づき市の事業として実施しており、運営事業者の選定においては、公募型プロポーザル方式により、価格のみでなく、これまでの実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査して決定を行っています。</p> <p>なお、運営事業者の変更があった場合には引継ぎを着実にいき、指導員の継続雇用等について新事業者に配慮を依頼しています。</p> <p>委託契約の契約期間は、単年度での契約が原則となっていますが、本事業では、運営事業者の指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮し、現在3年間としています。</p> <p>また、本市では、運営状況を把握するため、平成29年度より利用者アンケートを実施しています。令和2年10月実施の利用者アンケートにおいては、利用保護者によるルームの利用に関する評価が「満足」及び「おおむね満足」の回答があわせて9割を超える結果となっており、円滑に事業運営できているものと判断しています。</p> <p>今後も利用保護者等の意見を聴取し、事業の改善に努めます。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の配置については、国では参酌基準として各地方自治体で1人とする可も可としていますが、条例に基づき、支援の単位ごとに2人としており、夏季休業期間を含め利用児童数に応じて指導員を配置しています。</p> <p>なお、令和3年度においては、統計基準日の5月1日から11月現在の利用児童数は、休室児童を除き160人以下で推移しており、支援の単位は4組織、必要な指導員数は8人のままで、利用率換算の影響は生じていません。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。</p> <p>そのような中、指導員の処遇改善については、課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーションの向上につながるよう特に各事業者が人件費の確保が行えるよう引き続き予算の確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第83号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>新金岡小学校のびのびルームにおいては、令和2年度までは利用児童数が増加傾向にありましたが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用児童数が減少しています。</p> <p>なお、指導員の配置については、利用児童数に応じて定員40人に対し2人を配置しています。</p> <p>また、定員を設定するための利用率については、可能な限り待機児童を無くすため、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出する方法となっています。</p> <p>掃除機等の備品については業務仕様書において運営事業者が用意することとなっており、引き続き必要な備品を揃えることができるよう、委託費について予算の確保に努めます。</p> <p>施設、設備の更新については、計画的かつ継続的な環境整備に努めています。なお、専用教室及び共用教室の床の改修については平成30年度に13校、令和元年度に10校、令和2年度は5校の改修を実施しました。</p> <p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の自転車については、学校の協力のもと学校の屋根付きの駐輪場の使用が可能となりました。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業の運営経費については、受益者負担の観点から一部負担金を設定しています。</p> <p>なお、負担金については、きょうだい減免は実施していませんが、保護者の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けています。</p> <p>また、急激な収入減少等で負担金の納付が困難になった家庭については、個々の事情を判断し、対応しています。</p> <p>第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>今回、指導員がけがをされたことを受け、教育委員会が現場を確認した上で、学校の協力の下、安全な退勤経路を新たに設定しました。</p>			

番 号	陳情第84号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策等について		
<p>第1項（地域教育支援部地域教育振興課・放課後子ども支援課）</p> <p>複数の放課後児童対策事業があることについては課題であり、事業を統一していく必要があると認識しています。利用するすべての児童にとってよりよいものとなるよう、事業の統一方法やその進め方について検討を行っています。</p> <p>また、堺市教育スポーツ振興事業団が設立後、一定の年数が経過する中、放課後児童対策事業への民間事業者の参入が進んだことから、同事業への参画の必要性を検討することを通じ、同事業団の実施事業や運営体制等を見直すことで、外郭団体としてのより効果的・効率的な公共サービスの提供に資すると考えています。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の配置については、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例45号）に基づき、支援の単位ごとに2人としており、そのうち1人を放課後児童支援員としています。なお、国では参酌基準として指導員の配置は支援の単位ごとに各地方自治体の判断で1人とする可とされていますが、本市では2人としています。</p> <p>なお、本市が開設している支援の単位に必要な放課後児童支援員数及び活動場所は確保できしており、日々の出席児童数の状況に応じて、柔軟に活動できると考えています。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>待機児童解消のため、活動場所については、国の基準を遵守しつつ、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保を行っています。</p> <p>また、学校によって利用児童数が異なることから、当該校の状況に応じた工夫を行いながら活動を行っています。</p> <p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>事業実施に必須である、放課後児童支援員を養成するため大阪府が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」については、本市としても計画的に受講枠の確保に努めています。この研修の受講により、放課後児童支援員の目的や制度の内容、子どもの発達などの基礎知識、子どもの生活や遊びの支援、安全対策など必要な知識・技能の習得を図っています。</p> <p>また、業務運営に必要であると考え分野の研修については業務仕様書で規定し、各運営事業者において研修を実施している他、大阪府が実施する放課後児童支援員等資質向上研修等の各種研修の情報について、各運営事業者に対し案内を行っています。</p> <p>指導員の処遇改善については課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第84号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策等について		
<p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課） のびのびルームの運営方法、施設、児童規模については、学校によって利用児童数が異なることから、当該校の状況に応じた工夫を行いながら活動を行っています。 なお、本市が開設している支援の単位に必要な放課後児童支援員数及び活動場所は確保できしており、日々の出席児童数の状況に応じて、柔軟に活動できると考えています。</p> <p>第6項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課） これまでに、マスク等、入手困難な衛生用品等については、市が中心となり確保に努めてきました。今後も、供給状況を見ながら、衛生管理に必要な物資の購入等、通常時より使用量の増える物資や特に購入が難しい物資が発生している場合には確保に努めます。 今後も事業者と情報を共有し、必要な対応に努めます。</p> <p>第6項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 指導員には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。 しかしながら、指導員への慰労金については、現在のところ予定していません。</p>			

令和3年 第4回市議会(定例会)陳情回答綴

令和3年12月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-21-0059